独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価を通じて得られた法人の今後の課題

（イ）主催事業については、青少年教育のナショナルセンターとして実施する必要性の高い事業に重点的に精選・見直しを図っており評価できる。今後も、国の施策、社会の要請、青少年及び青少年教育の喫緊の課題に対応した事業を行うことを期待する。（項目別評価ｐ４参照）

（ロ）受入れ事業については、受付期間の改善やインターネット等を利用した情報提供の充実など利用者サービスの向上を図り、大幅な利用者増を確保したことは評価できる。今後も利用者の声を反映した改善を期待する。（項目別評価ｐ６参照）

（ハ）連携協力については、今後とも、国内外の青少年教育施設、関係機関等との連携協力を進めることを期待する。（項目別評価ｐ10参照）

（ニ）調査研究については、青少年教育の動向や課題を捉え、国の政策立案や多くの青少年教育関係者にとって役立つ調査研究の実施内容・方法等について検討していくことを期待する。（項目別評価ｐ13参照）

（ホ）助成事業については、法人化初年度である平成13年度に基金が創設され、毎年度全国の青少年活動に対する助成を行っており評価できる。今後とも、透明性や公平性の確保を図ることを期待する。（項目別評価ｐ15参照）

②法人経営に関する意見

（イ）独立行政法人として最初の中期目標期間であったが、理事長のリーダーシップの下、中期目標に示された業務を着実に実施したことは評価できる。次期中期目標期間においても役職員一丸となって業務運営の改善等に努めることを期待する。

（ロ）今後は、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の青少年教育３法人の統合を踏まえ、各法人がこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、青少年教育の振興と青少年の健全育成を図ることを期待する。

※「③特記事項」については特になし

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	評定	中期目標期間中の評価の経年変化※				
				13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置						
業務の効率化状況	A	1 業務の効率化状況	A	A	A	A	A	A
		2 管理運営の合理化状況	A	A	A	A	A	A
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置						
1 主催事業の実施状況	A	1 主催事業の実施状況	A	B	B	A	A	A
2 受入れ事業の実施状況	A	2 受入れ事業の実施状況	A	B	A	A	A	A
3 連携協力事業の実施状況	B	3 連携協力事業の実施状況	B	B	A	B	A	B
4 調査研究事業の実施状況	B	4 調査研究事業の実施状況	B	B	B	B	B	B
5 助成業務の実施状況	A	5 助成業務の実施状況	A	A	A	A	A	A
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項		Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画						
収入の確保等の状況	A	収入の確保等の状況	A	A	A	A	B	B
		Ⅳ 短期借入金の限度額						
		短期借入金の借入状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画						
		重要財産の処分等状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		Ⅵ 剰余金の使途						
		剰余金の使用等の状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項		Ⅶ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項						
施設・設備の整備状況	A	1 施設・設備の整備状況	A	A	A	A	A	A
		2 人事管理の状況	A	B	A	A	A	A

注）平成13年度及び14年度については、A, B, Cの3段階評価
平成15年度以降については、A^{+}, A, B, C, C^{-}の5段階評価

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較（過去5年分を記載）

単位：百万円）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収入						支出					
運営費交付金	4,478	4,301	4,300	3,971	3,961	業務経費	5,068	4,682	4,986	4,997	5,238
施設整備費補助金	68	257	249	248	241	管理運営費	1,459	1,351	1,401	1,322	1,475
政府出資金	10,000					事業費	1,735	1,310	1,420	1,380	1,207
事業収入等	1,288	781	837	850	849	基金事業費	1,874	2,021	2,165	2,295	2,556
基金運用益	118	132	132	244	132	施設整備費	68	257	249	248	241
民間出えん金	6	5	6	10	5	基金への繰入金	10,000				
計	15,958	5,476	5,524	※5,330	※5220	計	15,136	4,939	5,235	※5,252	※5,511

※受託収入含む　　※受託業務費含む

単位：百万円）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
費用						収益					
経常費用	4,988	4,708	4,934	4,886	5,236	運営費交付金収益	4,189	3,817	3,985	3,786	4,580
事業経費	3,534	3,312	3,571	3,620	3,741	入場料等収入	1,288	781	837	850	849
管理運営費	1,372	1,309	1,278	1,187	1,393	受託収入	0	0	0	7	32
受託経費	0	0	0	7	32	資産見返運営費交付金戻入	3	20	25	40	58
減価償却費	82	87	85	72	70	資産見返物品受贈額戻入	79	67	60	32	12
財務費用						基金運用益		132	132	244	132
計	4,988	4,708	4,934	4,886	5,236	計	5,559	4,817	5,039	4,959	5,663
						純利益	571	109	105	73	427
						目的積立金取崩額					
						総利益	571	109	105	73	427

単位：百万円）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	4,968	4,678	4,897	4,862	5,208	業務活動による収入	5,766	5,082	5,137	4,828	4,842
投資活動による支出	168	261	338	389	303	運営費交付金による収入	4,478	4,301	4,300	3,971	3,961
翌年度への繰越額	10,124	137	137	254	137	入場料等収入	1,288	781	837	850	849
						受託収入	0	0	0	7	32
						投資活動による収入	68	257	249	248	241
						施設整備費補助金による収入	68	257	249	248	241
						財務活動による収入	10,124	137	137	254	137
						前年度よりの繰越金					
計	15,260	5,076	5,372	5,505	5,648	計	15,958	5,476	5,523	5,330	5,220

【参考資料 2】貸借対照表の経年比較（過去 5年分を記載）　　（単位：百万円）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資産						負債					
流動資産	1,910	2,581	2,948	2,872	2,519	流動負債	1,341	1,911	2,180	2,036	1,257
固定資産	81,490	80,455	79,146	77,920	76,619	固定負債	368	341	394	511	544
						負債合計	1,709	2,252	2,574	2,547	1,801
						資本					
						資本金	82,723	83,077	83,077	83,077	83,077
						資本剰余金	-1,603	-2,973	-4,342	-5,691	-7,026
						利益剰余金	571	680	785	859	1,286
						（うち当期未処分利益）	571	109	105	73	427
						資本合計	81,691	80,784	79,520	78,245	77,337
資産合計	83,400	83,036	82,094	80,792	79,138	負債資本合計	83,400	83,036	82,094	80,792	79,138

【参考資料 3】利益（又は損失）の処分についての経年比較（過去 5年分を記載）　（単位：百万円）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
Ⅰ　当期未処分利益					
当期総利益	571	109	105	73	427
前期繰越欠損金					
Ⅱ　利益処分額					
積立金	571	109	105	73	427
独立行政法人通則法第 44条第 3項					
により主務大臣の承認を受けた額					

【参考資料 4】人員の増減の経年比較（過去 5年分を記載）　　（単位：人）

職種※	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
定年制研究職員	1	1	1	1	1
任期制研究系職員	-	-	-	-	-
定年制事務職員	60	60	62	60	62
任期制事務職員	-	-	-	-	-

※職種は法人の特性によって適宜変更すること
各年度 4月 1日現在

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

A^{+}：特に優れた実績を上げた。
A　：中期目標を十分に達成した。
B　：中期目標をおおむね達成した。
C　：中期目標は十分には達成されなかった。
C^{-}：評価委員会として勧告を行う必要がある。

（注）事業年度評価結果については、次のとおりである。
○平成１３年度及び１４年度については、A，B，Cの３段階評価
○平成１５年度以降については、A^{+}，A，B，C，C^{-}の５段階評価

○業務運営の効率化に関する事項

中期目標	中期計画	評価項目	評価基準	評価に係る実績	事業年度評価結果(注)					中期計画評定	中期目標評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
		指標	A^{+} A B C C^{-}		13	14	15	16	17	A^{+} A B C C^{-} 評定	A^{+} A B C C^{-} 評定	
II　業務運営の効率化に関する事項	I　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
1　運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％減の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	1　新たに事務用電算システム運用業務等の外部委託を行うなど、外部委託の推進を図り、業務を効率化する。また、光熱水料の節減や調達方法等の見直しを図る。	業務の効率化状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。		A	A	A	A	A	A	A	○外部委託の推進や光熱水料の節減を図り業務の効率化を進めており、引き続き効率化を進めてほしい。 ○今期の中期目標期間においては、利用者数の大幅な増を確保しながら、光熱水料の節減を図ることができたが、今後とも、利用者サービスの低下を招かないように配慮しつつ使用量の節減を図ることを期待します。
		① 外部委託による業務の効率化の推進状況		外部委託については、警備、清掃等の業務の他、業務の効率性を考慮しつつ外部委託を行ってきた。中期目標期間中においても、契約の内容等を随時見直し、外部委託の実施を図った。 ①改築整備完了に伴うセンター全体の業務契約の見直し ・受付業務の外部委託を実施及び利用者サービス向上のための体制見直しの実施。 ・類似業務の包括契約化など。 ②経済性の見直し ・安価なシルバー人材センターの活用など。 ③効率性の見直し ・情報システム等大型機器調達に係るコンサル委嘱による最適システムの調達など。								
		② 光熱水料の節減状況		光熱水料等の推移は次のとおりである。 単位（千円）								

年度	電気	水道	ガス	重油	合計	前年度比(%)	備考
１２	171,825	80,508	38,717	22,192	313,242	－	
１３	146,977	83,243	74,199	－	304,419	▲2.8	既存分※1
	60,061	4,656	19,447	－	84,164	－	新規分※2
計	207,038	87,899	93,646	－	388,583	－	
１４	168,678	68,047	97,981	－	334,706	▲13.86	
１５	165,630	72,479	84,913	－	323,022	▲3.49	
１６	153,010	67,099	83,210	－	303,319	▲6.10	
１７	141,960	67,000	91,161	－	300,121	▲1.05	

※１　平成１２年度との比較のため、カルチャー棟等新規稼動分を除いた。

※２　平成１３年度、新規に稼動したカルチャー棟等部分を計上した。

光熱水料の節減については、利用者サービスの低下を招くことがないよう配慮しながら、職員・利用者への啓蒙及び設備等の運用見直しや、より安価になるよう契約内容の見直しや設備の改善を図った。
改善・見直し状況は次のとおりである。
①周知等
・利用者・委託業者への協力依頼、ポスターの掲示、職員への啓蒙
②節水対策
・蛇口へ節水コマの設置、トイレ擬音装置の設置、夏期の蒸発等による減水申請、利用実態による流量の見直しなど。
③節電対策
・割引契約の締結、更新時における省エネ機器への切替（省エネかつ長寿命な電球等）、トイレへ自動点灯装置の取付、廊下等共用部分の照明の間引き、事務室における休憩時間等の消灯の励行など。
④冷暖房の節減
・冷暖房運転時における設定温度の調節、ガラス面への断熱フィルムの貼付など。

光熱水料の節減率
★目標：１％
（前年度光熱水料
－当該年度光熱水料）
／前年度光熱水料
注） 利用者数の増減を勘案する

1.5%以上 | 1.0%以上1.5%未満 | 1.0%未満

（単位：％）

年　度	１３	１４	１５	１６	１７	中期計画期間中
削減率	２．８	１３．９	３．４９	６．１	１．０５	２２．８

③ 物品の調達方法の改善状況
注） 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」への対応に配慮する

環境への配慮
・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年法律第１００号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。

④１％の業務の効率化
★目標：１％
（運営費交付金予算額÷0.99－運営費交付金決算額）÷（運営費交付金予算額÷0.99）
注） 新規・拡充分を除く
注） 目的積立金への積立分を除く

1.5%以上 | 1.0%以上1.5%未満 | 1.0%未満

（単位：％）

年　度	１３	１４	１５	１６	１７
効率化	１．０	１．５８	１．８０	１．０	１．７

中期目標期間の業務の効率化率
(9,811,458÷0.99-9,772,423)÷(9,811,458÷0.99)=0.0139

１．３９％

	2　事務のマニュアル化、オンライン化等の情報化を進め、管理運営の合理化を図り、定期的に組織の見直しを行う。	管理運営の合理化状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。		A	A	A	A	A	A		
			①　事務の情報化の状況		利用者サービス向上や事務の効率化、省力化を推進するため次のような取り組みを行った。 ・「子どもゆめ基金システム」の導入及び改修。 ・カルチャー棟の利用開始（平成１３年９月）に伴う「受け入れ団体管理システム」 の改修。 ・３法人の統合に伴う「人事・給与システム」や「財務会計システム」の導入。 ・コンピュータシステムのリプレイス（更新）。 ・ホームページのリニューアル。 ・データの消失や外部への流失防止のための設定や情報利用状況を監視・規制するツールの適用など、個人情報の適切な管理。								
			②　組織の見直しの状況		独立行政法人への移行前は、１主幹５課体制であったが、独立行政法人への移行に伴い、内部組織については、法人の自主的な判断で柔軟かつ機動的に編成することが可能となったことから、次のような組織の整備を行った。 平成１３年４月の独立行政法人への移行による組織の充実・強化のため、管理部門、事業部門として、それぞれ「総務部（総務課、会計課）」、「事業部（研修サービス課、事業課）」を設置した。また、子どもゆめ基金の創設に伴い、助成事業が新たに付加されることとなったため、新たに「基金部（管理課、助成課）」を設置し、３部６課体制となった。 平成１５年４月には、中期計画や年度計画、評価への対応を推進するために「中期計画推進室」を、また、平成１６年１０月には、青少年教育に関する国際交流事業を推進するために「国際交流室」をそれぞれ設置した。 また、平成１７年４月には、研修サービス課に教育的支援の充実・強化のため「研修支援係」を新設した。 さらに、平成１７年１０月には、新法人設立の準備に係る業務を円滑に推進するため、青少年教育３法人の協力により「青少年教育新法人設立のための法人準備事務局」をセンター内に設置し、人員を配置するとともに、これらの業務を担当するため、新たに「調整官」を設置した。 独立行政法人には、自主的・自律的な運営とともに、業務の効率性、質の向上、透明性の確保が求められている。そのため、外部の有識者、専門家等による運営委員会等を設置し、センターの運営、業務の実施などにおいて、その活用を図った。								

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A⁺ A B C C⁻	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評価 A⁺ A B C C⁻ 評定	中期目標評価 A⁺ A B C C⁻ 評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置											
1　青少年教育関係者等に対する研修に関する事項 ・主催事業 主催事業を実施するに当たり、企画・立案において、従来の事業の効果・成果等を分析した上で、当該事業の目的を明確にした企画を行うとともに、事業終了後においては、当初の目的が達成されたか、結果や評価等の分析を行う。 上記の点を考慮し、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対し、青少年が現代の社会生活を営む上で、理解し、体得しておくことが望まれる課題（以下「現代的課題」という。）に関する事業の充実及び昨今の青少年をめぐる情勢を踏まえた今日的な青少年教育に関する課題を踏まえた事業の充実を図ることが必要である。なお、現代的課題は、社会や人々の生活の変化に応じて流動的であることから、事業実施に当たっては、社会の実情に照らして、何が現代的課題であるかを追求することが大切である。 現代的課題や今日的な青少年教育の課題については、 ・今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（平成４年７月生涯学習審議会答申） ・新しい時代を拓く心を育てるために（平成１０年６月中央教育審議会答申） ・生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ（平成１１年６月生涯学習審議会答申）	1　青少年教育関係者等に対する研修に関する事項 ・主催事業 主催事業を計画するに当たり、継続事業においては、前回の事業の成果を踏まえ、継続していく必要性や事業のねらいを明確にする。新規事業については、現代的課題について、的確な情報を収集し、調査分析を行い、その展開方法について、各分野の専門家の意見を取り入れるなど、最も成果が上がるような計画を実施する。また、募集人員については、過去の同種の事業の参加人数や指導者の許容範囲を勘案しながら適正な募集人員とする。 事業終了後において、当初の目的が達成されたか、報告書を作成し、結果や評価等の調査研究を行う。 中期目標期間中において、次のような参加者のニーズを踏まえた先導的、高度で専門的な主催事業を対象別、計画的に実施する。	主催事業の実施状況 ① 青少年教育指導者を対象とした高度かつ専門的な研修の実施状況 アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：８０%以上	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。 90%以上 / 80%以上90%未満 / 80%未満	センターは我が国における青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育を推進し、青少年の健全育成に資するため、中期目標、中期計画に基づき、青少年の状況や社会的な要請などのほか、前年度の評価及び課題を踏まえ、計画的意図的に年度計画を作成し、主催事業を企画・実施してきた（別紙１参照。２８ページ）。 青少年教育指導者等の研修事業は、センター主催事業の根幹をなし、青少年教育施設等の指導系職員や施設ボランティア等の養成・資質向上を目的とした事業である。 これまで、新任職員を対象とした「青少年教育施設新任指導系職員研修」やボランティアを対象とした「青少年教育施設ボランティア専門研修」など、延８事業を企画・実施した（別紙２参照。２９ページ）。 また、業務や経済的な事由により勤務施設を離れて集合型研修に参加が困難な青少年教育指導者等に研修の機会を広く提供するため、文部科学省の教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を活用した事業は、延べ１０事業あり、視聴希望者は延べ１３９施設、１，７６６名になった。 （単位：%） 年度 / 13 / 14 / 15 / 16 / 17 / 平均 満足度 / 91.3 / 90.9 / 94 / 92 / 98 / 93.2	B	B	A	A	A	A	A	○青少年教育のナショナルセンターとして実施する必要がある事業に精選・見直しを行っており、更なる重点化を期待します。 ○今後も、事業成果の公立施設等への普及を進めてほしい。
		② 青少年教育関係者による青少年教育の充実や現代的課題についての全国的な研究協議の実施状況 アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：８０%以上	90%以上 / 80%以上90%未満 / 80%未満	全国的な研究協議は、センターがコーディネーター役となり、青少年や青少年教育の現代的な課題をテーマに、全国の青少年教育指導者、青少年教育行政担当者、学校教員、学校教育行政担当者、民間団体関係者などを一堂に集め、最新の情報提供・交換、意見交流などを行うとともに、関係者の連携協力を促進するための事業である。 これまで、青少年相談事業の充実を目的とした「全国青少年相談研究集会」、青少年の自然体験活動の推進を図る「青少年自然体験活動全国フォーラム」など、延４事業を企画・実施した（別紙３参照。３０ページ）。 また、業務や経済的な事由により勤務施設を離れて集合型研修に参加が困難な青少年教育指導者等に研修の機会を広く提供するため、文部科学省の教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を活用した事業は、延べ８事業あり、視聴希望者は延べ２２１施設、１，９８４名になった（別紙４参照。３１ページ）。 （単位：%） 年度 / 13 / 14 / 15 / 16 / 17 / 平均 満足度 / 90.0 / 90.5 / 92 / 91 / 93 / 91.3								

・教育改革国民会議報告（平成１２年１２月）
・国立オリンピック記念青少年総合センター中期目標、評価等の在り方に関する検討委員会中間まとめ（平成１２年１２月）

等を参考にするとともに、他の青少年教育施設等の関係機関と積極的に情報・意見交換を図り、青少年教育の振興を図る。
以上の観点から、センターは、参加者のニーズに応じ、先導的、高度で専門的な以下の主催事業を対象別、計画的に毎年度実施する。
　なお、実施する主催事業の周知を図るための広報活動の充実を図ることとする。

① 青少年教育指導者を対象に、今日的な青少年教育の課題や青少年教育に関する高度で専門的な知識・技術の習得のための研修を実施し、資質の向上を図る。

② 青少年教育関係者を対象に、青少年の現代的課題について研究協議し、青少年教育の充実を図り、広く普及する。

③ 青少年の健全育成を図るため、青少年を対象とした各種の学習機会を提供する。

④ 青少年及び青少年教育指導者の国際交流を促進する事業を実施する。

⑤ 情報技術の発達に対応し、ＩＴを活用した主催事業を開発する。

⑥ これらの研修に参加した者のうち、毎年度平均で８０％以上が「有意義だった」「役に立った」と評価してもらうよう、研修内容の充実を図る。

① 青少年教育指導者を対象とする事業
　今日的な青少年教育の課題や青少年教育に関する高度で専門的な知識・技術について研修を行い、青少年教育指導者としての資質及び技術の向上を図るための事業を毎年度実施する。

② 指導者以外の青少年教育関係者を対象とする事業
　青少年の現代的課題について、研究協議し、青少年教育の充実を図るための事業を毎年度実施する。

③ 青少年を対象とする事業
　青少年の興味・関心や青少年の現代的課題に対応した事業、青少年のスポーツ活動を支援する事業、青少年に芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供する事業などを毎年度実施する。

④ 青少年及び青少年教育指導者の国際交流を促進する事業
　青少年の国際交流及び国際理解を促進する事業や海外の青少年教育指導者を招聘し、青少年問題等について国内の関係者と協議を行うための事業を毎年度実施する。

⑤ 関係機関、学識経験者等との共同によりＩＴを活用した主催事業を開発し、実施する。

⑥ 研修参加者を対象に、各研修ごとに研修内容に関するアンケート調査（抽出調査）を実施し、研修内容について適切な評価を行う。

③ 青少年を対象とした現代的課題に対応した各種講座や様々な体験活動の実施状況

　青少年を対象とした先導的モデル事業は、都市型青少年教育施設の新たな事業展開、新規主催事業の企画立案のためのモデルとなる事業を先導的に実施することで、広く普及させることを目的に、企画・実施している。
　これまで、文化・芸術体験活動のための「子ども文化・芸術体験ワークショップ」、社会参画・ボランティア学習のための「青少年まちづくり・ボランティアワークショップ」など、延１２事業を企画・実施した（別紙５参照。３２ページ）。
　なお、センターの青少年対象の体験活動事業は先導的モデル事業であることから、国の施策や社会的な要請を鑑み、事業編成・内容等の見直しを図り、継続や新規について常に検討していくことが求められる。

アンケート調査による参加者の満足度
★目標：８０％以上

90%以上 | 80%以上90%未満 | 80%未満

（単位：%）

年　度	１３	１４	１５	１６	１７	平均
満足度	９１．５	９５．８	９７	９４	９４	９４．５

④ 外国の青少年や青少年教育指導者との国際交流や研究協議の実施状況

　センターは、青少年教育のナショナルセンターとして、国内外の青少年事情、青少年教育の状況を把握すると共に、青少年や青少年教育指導者の国際交流の促進を図ることを目的に企画・実施した。
　これまで、主催事業として主にアジア地域から青少年教育指導者を招聘し研修の機会とする「アジア地域青少年教育指導者セミナー」、政府間相互交流事業で文部科学省からの受託事業である「日独交流事業」など、延１３事業を企画・実施した（別紙６参照。３３ページ）。
　なお、センターでは、国際交流事業の充実と推進を図るため、平成１６年１０月より事業部に国際交流室を創設し、専任職員を配置した。

アンケート調査による参加者の満足度
★目標：８０％以上

90%以上 | 80%以上90%未満 | 80%未満

（単位：%）

年　度	１３	１４	１５	１６	１７	平均
満足度	９２．８	９２．０	８９	９１	９７	９２．４

⑤ ＩＴを活用した主催事業の開発・実施状況

　「青少年教育施設におけるＩＴ（情報通信技術）を活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究」（平成１４年度～平成１６年度　主査：八洲学園大学教授　浅井経子）の試行事業として「青少年教育ｅ－研修」「サイエンスサポートセミナー」を企画・実施。
　また、研修機会の拡充を図るため、次のとおりエル・ネットで事業内容を配信した。

年度	１３	１４	１５	１６	１７	累　計
総事業数		2	5	6	7	20
延施設数		78	118	111	71	378
延人数		804	1,217	1,121	783	3,925

アンケート調査による参加者の満足度
★目標：８０％以上

90%以上 | 80%以上90%未満 | 80%未満

――

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A⁺ A B C C⁻	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評定 A⁺ A B C C⁻ 評定	中期目標評定 A⁺ A B C C⁻ 評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
2　青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供するとともに、青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言に関する事項	2　青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供するとともに、青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言に関する事項	受入れ事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。		B	A	A	A	A	A	A	○今後とも、利用促進や利用者サービスの向上を進め、利用者数の確保に努めてほしい。 ○利用者アンケート等の結果を踏まえ、利用団体が利用目的を達成するための支援方策についての検討を進めることを期待します。
・受入れ事業 青少年教育関係者等の多様で主体的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供していくなどの支援を行う事業を実施し、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る。 毎年度延べ１００万人以上の利用者を確保するとともに、青少年教育関係者等が全体利用者の中で、宿泊利用については７０％以上、日帰り利用については４５％以上占めることを目標とする。	・受入れ事業 施設利用の促進を図るため、以下のような利用者に対するサービスの向上、新規利用団体の開拓を行う。	① 青少年教育関係者等（青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年）の受入れ状況		独立行政法人化前の平成１２年度の利用者数は９８万５千人であったが、独立行政法人化後においては、中期計画の目標値である１００万人を毎年度達成するとともに年々利用者数が増加し、平成１７年度においては１７８万１千人となり、平成１２年度比７９万６千人（80.8%）の大幅増となった。 このように利用者数が大幅増となった要因は、平成１２年度をもって施設の全面的な整備が完了し、総合的な研修施設になったことに伴い、青少年教育関係者等の各種の学習・交流活動、研修活動、スポーツ・文化活動等について新たな展開が可能となったことはもとより、特に以下のような利用者サービスの向上等に積極的かつ継続的に取り組んだ成果である。 ①利用促進や利用者サービスの向上にかかる取り組み ・役職員自らが利用団体に出向いてのＰＲ活動などの実施 ・ホームページでの最新の「空き状況」の公開 ・ＦＡＸ・インターネットによる利用申込書の受付サービスの開始 ・利用申込受付期限を利用希望日の「前日」までに改善する ②利用団体に対する支援の充実・強化にかかる取り組み センターを利用する団体の責任者が「指導者養成」や「国際交流」、「ボランティア養成」、「文化・芸術」を目的とした事業を企画する際に参考となる資料の作成・配付 ③生活環境の充実にかかる取り組み 生活環境の充実は、特に宿泊を伴う研修を行う利用者にとって、利用する施設を選択する際の大きな要素であるが、特に利用者の増加に対応した快適な宿泊環境の提供に努めた。 ・寝具類のクリーニング回数の年２回から年４回への倍増 ・浴室の利用時間の延長 ④給食業務の改善にかかる取り組み 毎月定期的に給食業務委託業者との協議の場を設け、利用者の食事アンケート結果などに基づき、利用者に喜ばれる食事メニューの充実・改善に継続的に取り組み、利用者からの食事に対する評価を年々上げることができた。 ・季節感や地方色を反映したメニューの開発 ・安全・安心な食材の使用 ・使用する米・麺類・野菜類など食材の質の向上 以上の結果、次のように年々大幅な増加となった。 【総利用者数の推移】　（単位：人） 年度 / 青少年 / 一般 / 合計 / 前年度比 １２ / 505,276 / 479,657 / 984,933 / － １３ / 643,527 / 534,640 / 1,178,167 / 193,234 １４ / 738,604 / 615,471 / 1,354,075 / 175,908 １５ / 873,866 / 655,470 / 1,529,336 / 175,261 １６ / 962,848 / 629,888 / 1,592,736 / 63,400 １７ / 1,131,934 / 649,264 / 1,781,198 / 188,462 中期目標期間総計 / 4,350,779 / 3,084,733 / 7,435,512							
① 施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に積極的に供する。	① 施設を青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年が実施する研修の利用に供する。また、利用者の多様化を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な措置を検討し、利用の促進を図る。											
② 青少年教育関係者等が施設を利用して行う研修に関し、利用目的を達成するために必要な措置を講ずる。	② 利用団体が利用目的を達成するために必要な以下のような支援等を行う。 ア．活動・研修のためのモデル・プログラムの開発 イ．外国語版を含め、活動・研修のための案内資料等の作成											
③ 施設を効率的利用の観点から、生涯学習の場としての利用に供する。	③ 施設を青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設の効率的利用の観点から、生涯学習の場としての利用に供する。											

【宿泊利用者数の推移】　（単位：人）

年度	青少年	一般	合計	前年度比
１２	261,048	115,122	376,170	－
１３	275,099	99,928	375,027	▲ 1,143
１４	288,822	104,012	392,834	17,807
１５	323,591	97,470	421,061	28,227
１６	339,056	90,527	429,583	8,522
１７	346,278	76,988	423,266	
中期目標期間総計	1,572,846	468,925	2,041,771	

【日帰り利用者数の推移】　（単位：人）

年度	青少年	一般	合計	前年度比
１２	244,228	364,535	608,763	－
１３	368,428	434,712	803,140	194,377
１４	449,782	511,459	961,241	158,101
１５	550,275	558,000	1,108,275	147,034
１６	623,792	539,361	1,163,153	54,878
１７	785,656	572,276	1,357,932	
中期目標期間総計	2,777,933	2,615,808	5,393,741	

宿泊利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：７０％以上 宿泊利用の青少年教育関係者等数÷延べ宿泊利用者数	80%以上	70%以上80%未満	70%未満

（単位：％）

年度	１２	１３	１４	１５	１６	１７	平均
割合	69.4	73.4	73.5	77.0	78.8	81.8	76.9

日帰り利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：４５％以上 日帰り利用の青少年教育関係者等数÷延べ日帰り利用者数	55%以上	45%以上55%未満	45%未満

（単位：％）

年度	１２	１３	１４	１５	１６	１７	平均
割合	40.1	45.9	46.8	49.6	53.7	57.9	50.8

② 新規利用団体の受入れに必要な措置状況

平成１３年度の新営施設の全面的な供用開始に伴い、青少年教育関係者等の各種の学習・交流活動、研修活動、スポーツ・文化活動等について新たな展開が可能となったことから、新規利用団体の開拓を行い一層の利用促進を図るため、本中期計画期間中においては、主に以下の取り組みを行った。

①カルチャー棟の完成披露とＰＲを兼ねた「全国青少年総合フェスティバル」及び「青少年舞台芸術フェスティバル」の開催
②役職員等が利用団体に出向いてのＰＲ活動の実施
③大学の体育系・文化系の全国的組織等に対するＰＲ活動の実施
④オリエンテーション用ＣＤ・ＶＴＲの製作・貸し出し及び視聴コーナーの設置
⑤利用案内資料の外国語版化（英語・韓国語・中国語版を作成・配付）
⑥都内の教育資源活用のための活動マップ「アクセス」の作成・配布

以上の取り組みの結果、以下のとおり新規利用団体の開拓を図ることができた。

なお、新規利用団体率が年々減少傾向になっているのは、一度利用した団体がリピーターになったことによるものである。

【新規利用団体数と実利用団体数の推移】

年度	新規利用団体数	実利用団体数	新規団体率
１３	１，６２６	２，９７５	５４．７%
１４	１，６１８	３，５３２	４５．８%
１５	１，８４７	４，００９	４６．１%
１６	１，４８０	４，８１３	３０．８%
１７	１，５４２	５，０３５	３０．６%

③ 利用団体が利用目的を達成するための支援等の状況

利用者の声を反映した業務運営システムの見直し、日常的な施設設備、ＡＶ機器等研修機材の点検整備等を行い、利用団体が自主的な研修計画に基づき、効果的、快適に研修が実施できるよう良好な研修・生活環境の維持・改善に努めた。また、利用に係る各種の相談や便宜供与に努め、利用団体への協力・支援を行った。

本中期計画期間中においては、主に以下の取り組みを行い、利用者サービスの向上や利用団体への協力・支援に努めた。

①利用申込み関係の見直し・改善
・利用申込み受付窓口の開設日時の改善（休館日を除き、土・日・祝日も含め毎日９時～１５時まで開設）
・利用申込み受付期限の改善（「７日前まで」であったのを、１５年度は「３日前まで」に、１７年度から「前日まで」に順次改善）
・電話による仮予約、ＦＡＸによる利用申込書の受付サービスの開始
・インターネット送信による利用申込書の受付サービスの開始
・施設使用料金の支払い方法の拡大（原則現金払いであったものに、銀行振込・郵便振替等を追加）

②参考資料の作成・提供等
・センターを利用する団体の責任者が「指導者養成」、「国際交流」、「ボランティア養成」、「文化・芸術」を目的とした事業を企画する際に参考となる資料の作成・配付
・利用相談窓口に「プログラム相談コーナー」を開設

③インターネットを活用した利用者サービスの向上
・ホームページでの「施設の空き状況」の公開開始
・利用申込書のダウンロードサービス開始
・インターネット送信による利用申込書の受付サービスの開始
・ホームページでの「施設の空き状況」の更新回数の見直し
（１日４回の更新を１日１２回とし最新の空き情報を提供）

④利用者アンケート結果の分析等を踏まえた運営システムの見直し
・寝具類のクリーニング回数の見直し（年２回を年４回に倍増）
・浴室利用時間の延長（終了時間２３時を２３時３０分に延長）
・研修室の冷房通気を利用時間の３０分前から開始
・休館日の縮減（年間２４日であったのを、平成１５年度２２日に、平成１６年度から２０日に順次縮減）
・平成１７年４月「研修支援係」を新設

⑤身体障害者の意見を踏まえた施設・設備の整備
・点字ブロックの設置箇所の増設
・浴室への入浴用シャワーチェアの設置
・身体障害者の駐車料金の免除
・補助犬を伴う障害者への対応の整備

⑥その他
・プロジェクター等の研修機材の更新や研修室床の張り替え等計画的な研修関係施設・設備の点検・整備
・宿泊室用ベッド等の更新や宿泊棟内外壁の塗装替え等計画的な宿泊関係施設・設備の点検・整備
・食券の事前予約販売の全店への拡充や食事メニューの充実、食堂従業員の接遇の改善など、アンケート結果に基づく利用者の声を反映した給食業務の改善・充実
・ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置による利用者の安全対策の強化
・職員に対する英会話研修、接遇研修、ＡＶ機器操作研修の実施

④ 施設の効率的利用の状況

施設の公平・効率的な利用を図り、できるだけ多くの団体が利用できるようにするために、研修計画の十分な検討や利用施設の数等についてできる限り正確な内容で申込みを行うよう、毎年度継続して利用団体に対し協力依頼を行った。

また、利用申込み後の大幅なキャンセルを防止するため、平成１４年６月から大幅なキャンセルを行った団体に対し、その理由や以後の利用についての改善策等を書面で提出するよう要請し、個別の協力依頼を行った。

更に平成１５年１２月からは、センター側から大規模利用団体への人数変更の事前確認を行うなど、施設の公平・効率的利用の促進に努めた。

このような経営努力や利用促進を図った結果、次のように利用者の増を図ることができた。

延べ利用者数

★目標：１００万人以上

110万人以上	100万人以上110万人未満	100万人未満

【延べ利用者数の推移】

年度	利用者数	前年度比
１３	1,178,167	193,234
１４	1,354,075	175,908
１５	1,529,336	175,261
１６	1,592,736	63,400
１７	1,781,198	188,462
中期目標期間総計	7,435,512	
平均	1,487,102	

⑤ アンケート調査による利用者の満足度

★目標：７０%以上

80%以上	70%以上80%未満	70%未満

センターの施設設備、運営状況等について、利用者の満足度を把握するとともに、今後の施設運営の充実及び利用者サービスの向上に資することを目的としたアンケート調査を毎年度８月から１１月にかけて実施した。

実施に当たっては、利用者３，０００サンプル以上、引率者２００サンプル以上の回収を目標とした。

【アンケート調査結果の推移（引率者）】

年度	総合的な満足度	宿泊施設の総合的な満足度	研修施設の総合的な満足度	今後も利用したい
１３	９０．６%	８８．１%	９２．３%	９２．３%
１４	９３．６%	８９．７%	９１．８%	９８．２%
１５	９２．６%	８９．６%	９１．６%	９３．１%
１６	８７．７%	８９．８%	９１．９%	９１．５%
１７	９３．７%	９３．８%	９３．２%	９６．８%
平均	９１．６%	９０．２%	９２．２%	９４．４%

【アンケート調査結果の推移（利用者）】

年度	総合的な満足度	宿泊施設の総合的な満足度	研修施設の総合的な満足度	今後も利用したい
１３	８７．６%	８２．８%	９０．８%	８７．２%
１４	９２．８%	８８．０%	９１．２%	９３．４%
１５	８７．７%	８０．５%	８７．０%	８８．８%
１６	８６．１%	８６．３%	９０．９%	８６．６%
１７	８５．９%	８８．３%	８８．５%	８７．６%
平均	８８．０%	８５．２%	８９．７%	８８．７%

※ 「引率者」とは、利用団体の責任者で、センターとの事務的な窓口となっている者であり、「利用者」とは、利用団体の構成員で「引率者」以外の者である。

中期目標	中期計画	評価項目	評価基準	評価に係る実績	事業年度評価結果(注)					中期計画評定	中期目標評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
		指標	A+ A B C C-		13	14	15	16	17	A+ A B C C- 評定	A+ A B C C- 評定	
3 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項 青少年教育施設及び青少年教育関係団体のセンターに対するニーズを踏まえ、施設・団体相互間の連絡・協力を促進し、ネットワークづくりを図るための事業を実施する。 ① 青少年教育施設及び青少年団体の連携の促進を図る事業を実施する。 ② 大学、民間団体及び関係機関等との連携による共催事業を実施する。 ③ 高等教育機関等との連携・協力を推進する。 ④ 国立青少年教育施設との情報の交換など、連携を促進する事業を実施する。 ⑤ 全国及び都道府県規模の青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との情報の交換など、連携を促進する事業を実施する。	3 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項 ① 青少年教育施設及び青少年団体の連携の促進を図るため、青少年教育施設・団体連絡協力会議を毎年度開催する。 ② 大学、民間団体及び関係機関との共催事業の推進を図り、より効率的に現代的課題や今日的な青少年教育の課題に対応したプログラム等を実施する。 ③ 高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ体制の充実を図る。 ④ 国立青少年教育施設との情報の交換を図るなど、次のような連携を促進する事業を実施する。 （ア） 各施設の主催事業の案内情報データベースの構築及び定期的な更新 （イ） 各施設の主催事業プログラムデータベースの構築及び定期的な更新 ⑤ 青少年教育に関する関係機関・団体と連携し、青少年の体験活動に関する案内情報データベースの充実を図る。	連携協力事業の実施状況 ① 青少年教育施設・青少年団体との連携を促進する事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	青少年教育施設・青少年団体との連携を促進するため、次の事業を実施した。 ①連携を促進する会議の実施 ・「青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力研究会」国の施策であり、青少年教育の喫緊の課題である「居場所づくり」に視点を当て、特に都市型青少年教育施設や児童館の連携協力の促進を目的として「青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力会議（研究会に平成１７年度名称変更）」を企画・実施した。 【事業実施状況】 年度 / 参加者/募集人数 / 趣旨 / 期間 / 共催・協力・委員会等 １３ / 26/30 / 都市型の青少年教育施設や児童館等の関係施設職員、地域における青少年の居場所づくりを進める団体等の指導者が集い、相互の情報共有や今後の連携に向けた意見交換を行う。 / １日 / １４ / 30団体/30 / １日 / １５ / 67/30 / １日 / １６ / 112/30 / １日 / １７ / 60/50 / １日 / ②青少年国際交流団体連携促進研究会 ・センターを利用して個々に活動する青少年の国際交流団体の事業を側面から支援するため、団体相互の連携協力を促進する機会提供することを目的に、センターが主体となりコーディネーター的な役割となって「青少年国際交流団体連携促進会議」を企画・実施した。 【事業実施状況】 年度 / 参加者/募集人数 / 趣旨 / 期間 / 共催・協力・委員会等 １５ / 34団体/30 / 青少年及び青少年教育に関する国際交流事業を進める団体の参加により、情報交換を通じて相互の事業展開に役立て、今後の青少年に関する国際交流事業の充実に資する機会とする。 / １日 / １６ / 35団体/30 / １日 / １７ / 34名/30 / １日 /	B	A	B	A	B	B	B	○今後とも、青少年教育施設、団体との連携を図るとともに、調査研究において外部の学識有識者や大学研究者等との連携を図ることを期待します。

② 大学、民間団体及び関係機関等との共催事業の実施状況

主催事業の効果的な実施を図るため、国や関係機関・団体等と連携し、共催事業として企画・実施した。
また、青少年関係機関・団体等が企画・実施する事業を支援するため、団体等からの申請を受け、共催又は後援を行った。
５年間に共催・後援した事業は、延４５団体５２事業となった。

③ 高等教育機関等との連携・協力の推進状況

社会教育主事の養成課程を置く大学等を対象として、大学と連携協力を図りながら「社会教育実習」（４単位）の科目を受講する学生を社会教育実習生として受け入れた。
実施に当たっては、受入事業の実習を行う「受入事業コース」と主に主催事業・情報提供事業の実習を行う「主催・情報事業コース」の２コースを設定し、各大学の指導教官と準備、実習、修了後の各段階で日程やカリキュラム、指導方法についての綿密な協議を行い、連携を図りながら実習内容の充実に努めた。
また、学生が大学において習得した知識や技術をセンターの実際のフィールドで実践・体験し、学習意欲の向上、職業意識の育成に寄与することを目的として、インターンシップの受け入れも実施した。

【社会教育実習受入状況】

年　度	１３	１４	１５	１６	１７
受入事業コース	３大学 １１人	３大学 ７人	３大学 １６人	３大学 １６人	５大学 １３人
主催事業・情報事業コース	３大学 １０人	３大学 １１人	３大学 １２人	３大学 １２人	２大学 ２人
合　計（延べ）	６大学 ２１人	６大学 １８人	６大学 ２８人	６大学 ２８人	７大学 １５人

【インターンシップ受入状況】

年　度	１３	１４	１５	１６	１７
受入事業コース	１大学 １人	５大学 ５人	１大学 ３人	１大学 ３人	３大学 ５人
主催事業・情報事業コース					１大学 １人
合　計（延べ）	１大学 １人	５大学 ５人	１大学 ３人	１大学 ３人	４大学 ６人

④ 国立青少年教育施設との連携を促進する事業の実施状況

青少年教育施設職員及び青少年教育関係者向け情報の収集・発信の拠点としての役割を果たすため、関係機関・団体から情報を収集し、広くインターネットで発信した。

①イベントガイド
センター及び独立行政法人国立青年の家・同国立少年自然の家が、年度中に実施する予定の主催事業の概要をデータベース化し、広く公開しているものである。中期計画期間中の年間平均登録数は５３０件であり、アクセス数は年々増加している。

【イベントガイド実施状況】

年度	年間登録数	年間アクセス数
１３	５３９	１６，２３７
１４	５５２	１７，９８７
１５	５６２	２４，６７６
１６	５５６	３２，９３８
１７	４５１	５５，８１６

②学習プログラム事例
　国立青少年教育施設で実施された事業事例をデータベース化し、広く公開しているものである。これまでに蓄積された事例数は7，１１４件であり、アクセス数は年間平均で１９，０００件程度である。なお、「イベントガイド」のデータは事業期間が終了すると「学習プログラム事例」に移行するシステムとなっている。

【プログラム事例実施状況】

年度	総事例数	年間アクセス数
１３	４，９１５	１７，０９２
１４	５，４６７	１８，０２９
１５	６，０７６	２２，５４０
１６	６，６４６	２８，７２７
１７	７，１１４	９，６３３

⑤　青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との連携を促進する事業の実施状況

　国が推進する「新子どもプラン」の一環として、青少年教育施設・団体等が企画実施する全国規模の広域的な子ども向け事業に関する情報について、小学生も気軽に参加できる「子どもイベント」データベースを構築し運用している。

○子どもイベント
　文部科学省の「全国子どもプラン」の一環として、青少年教育施設、関係機関・団体等が企画・実施する全国規模で広域的な子ども向け事業に関する情報をデータベース化して、広く公開している。なお、これまでの登録機関・団体数は１，１９７件、イベント登録数は１，７５８件、アクセス数は年間平均で約９２，０００件程度である。

【子どもイベント実施状況】

年度	総イベント登録数	年間アクセス数
１３	１，０９３	７６，９１６
１４	１，３０７	９３，５９０
１５	１，４４９	１１７，８６１
１６	１，６７２	９４，９００
１７	１，７５８	７６，４２８

中期目標	中期計画	評価項目	評価基準	評価に係る実績	事業年度評価結果(注)					中期計画評定	中期目標評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
		指標	A+ A B C C-		13	14	15	16	17	A+ A B C C- 評定	A+ A B C C- 評定	
4　青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項 青少年教育に関する中核的研究機関として、実践的な調査研究を行うとともに、その成果を広く普及する。 ①　青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究を計画的かつ継続的に実施するとともに、青少年教育の今日的課題について、適宜調査及び研究を実施する。 ②　青少年教育に関する諸文献・資料を収集し、閲覧に供する青少年教育情報センターを運営する。 青少年教育情報センター利用者のうち、毎年度平均で８０％以上が「利用しやすかった」「役に立った」と評価してもらうよう、情報提供事業の充実を図る。	4　青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項 ①　調査研究事業の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部の有識者の協力を得て調査を行う調査研究体制を構築する。 ア．青少年教育施設の事業運営に関する調査研究を３年毎に実施する。 イ．青少年教育関係文献の調査等を毎年実施する。 ウ．青少年及び青少年教育に関する各種のデータの調査等を３年毎に実施する。 エ．青少年教育シソーラスに関する調査研究を５年毎に実施する。 ③　青少年教育の今日的課題として文部科学省がみなす問題等に関し、新規に調査研究事業を実施する。 ④　青少年及び青少年教育に関する研究紀要を毎年度刊行するとともに、調査研究報告書をインターネットを通じて閲覧できるオンラインサービスを実施する。 ⑤　青少年教育情報センターの充実を図るため、蔵書を毎年計画的に増やす。 また、利用者に対し、利用に関して毎年度計画的にアンケート調査（抽出調査）を実施する。	調査研究事業の実施状況 ①　調査研究体制の整備状況 ②　青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究の計画的かつ継続的な実施状況 ③　青少年教育の今日的課題等に対応した、新規調査研究の実施状況 ④　研究紀要の発刊などによる調査研究の成果の普及状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	調査研究を効果的・効率的に実施するため、内容や実施方法を鑑み、青少年教育関係者、学校教育関係者などの外部の学識経験者、大学研究者による「調査研究協力者会議」を設置した。 「調査研究協力者会議」では、センター調査研究係を中心に、あらかじめ設定しているテーマ及び内容に基づき、具体的な調査研究内容、実施方法を検討すると共に、実際の調査研究の実施、調査研究結果の分析及び報告書の作成などを行った。 さらに調査研究の充実を図るため、平成１４年度にまとめた調査研究「今後の青少年教育の方向に関する調査研究」の報告を受け、センターの調査研究体制の構築を図ることを目的として、平成１５年度、調査研究に日常的に参画する客員研究員制度を創設し、大学で青少年教育など調査研究に取り組み活躍する若手研究者２名に委嘱した。 青少年及び青少年教育の現状や課題を把握し、青少年教育関係者が主催事業等を企画・実施するための資料となる「基礎的な調査及び研究」を計画的・定期的に実施した。 この中期計画期間中には、「青少年教育関係文献の調査収集」、「青少年及び青少年教育に関する各種データの調査」など延９件の調査研究に取り組んだ（別紙７参照。３４ページ）。 青少年及び青少年教育に関わる今日的な課題に対応した調査研究は、全国の青少年教育施設職員、関係機関・団体の指導者等に役立つ情報を提供することを目的として企画・実施した。 この中期計画期間中には、「青少年の体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年教育施設職員の資質向上の在り方に関する調査研究」など延４事業を計画的に実施した。（別紙７参照。３４ページ）。 ①研究紀要「青少年教育フォーラム」の発行 平成１２年度より、青少年教育研究者による論文、青少年教育施設職員等の実践報告など、青少年教育関係者の研究、実践の発表の場とすることを目的として、研究紀要「青少年教育フォーラム」を企画・発刊した。研究紀要への掲載論文等は、青少年教育に関する学識経験者、大学研究者などによる研究紀要委員会を設置して、査読を行い決定している。 研究紀要「青少年教育フォーラム」は、平成１７年度までに第６号まで発刊しており、これまでの総投稿希望数は１７１件、うち査読を経て掲載された論文等の総数は１２１件であった。なお、第６号には、第１号から第５号に掲載された投稿者や論文等の傾向について調査し、結果をまとめ、掲載した。 ②　その他の成果の普及 青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、関係機関・団体の関係者などが事業を企画・実施する上で資料として役立てられるよう、発行・配布した各種調査研究報告書や主催事業実施報告書などを全文電子化して、ホームページ「電子図書館」に掲載した。これまでに掲載した報告書類は、１５９件である。また、調査研究や主催事業等の成果を青少年教育関係者に広報するため、センターでは、エル・ネット（文部科学省が運用する教育情報衛星通信ネットワーク）を活用して、１５分番組「ＮＹＣニュース」を平成１５年度より企画・配信した。これまでに配信した番組数は、年間５番組で計１５番組であった。	B	B	B	B	B	B	B	○青少年教育のナショナルセンターとして、青少年及び青少年教育に関する基礎的専門的調査及び研究を継続的に実施する必要がある。 ○調査研究の実施に当たっては、青少年教育関係機関、団体、施設、高等教育機関等との連携を図るとともに、調査研究の成果等を青少年教育関係機関等に広く提供することを期待します。

⑤ 青少年教育情報センターの運営等による情報提供事業の実施状況

①蔵書の収集状況

青少年教育情報センターの蔵書図書及び資料の選定・収集は、利用者の要望を参考にして、センター選書委員会が行った。

現在の蔵書数は、年間５，０００冊以上の収集を目標にして、約８５，２００冊になった。その内訳は、行政資料・団体資料が約２２，８００冊、青少年関係図書が約３２，５００冊、定期刊行物が約２３０誌２９，９００冊である。

なお、行政資料・団体資料については、関係機関に依頼し収集に努めているが、最近は冊子ではなくインターネット、ホームページでの掲載が増加したことから、インターネットよりプリントアウトして冊子化するなどを行った。

また、一般図書については、教育関係を中心、青少年教育、社会教育、学校教育、青少年の体験活動関係の図書を購入した。

【蔵書数の推移】　単位（冊）

平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度
61,000	68,000	74,500	80,000	85，200

②利用者サービスの向上

利用時間は、当初、日曜・祝祭日及びセンター休館日を青少年情報センターの休館とし、開館時間は午前１０時から午後５時まであった。しかし、利用者からの要望もあり、業務を委託することで、休館をセンター休館日のみとし、開館時間を１時間延長して毎日午前１０時から午後６時までとした。なお、平均開館日数は３３５日である。

利用者への情報提供としては、新規購入・新刊図書や蔵書本の紹介などの記事を載せた「青少年教育情報センターニュース」を毎月発行した。

また、「新刊図書コーナー」や月ごとに入れ替えを行う「テーマ別特設コーナー」を設置して、図書閲覧の利便性を高める工夫をした。

さらに、新聞や雑誌、インターネット等で掲載された最新の青少年及び青少年教育に関わる記事を速報として掲示した。平成１３年度から実施している利用者アンケートによれば、５年間の平均満足度は９４％であった。

【入館者数の推移】　単位（人）

平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度
28,640	33,165	36,654	36,952	31,024

青少年教育情報センターの蔵書の収集状況 ★目標：１００％ 実収集冊数÷計画収集冊数	110%以上	100%以上110%未満	100%未満	１１８．０％ （実収集冊数）÷（計画収集冊数） 29,507冊÷25,000冊＝1.1803
アンケート調査による利用者の満足度 ★目標：８０％以上	90%以上	80%以上90%未満	80%未満	９４％

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A⁺ A B C C⁻	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評定 A⁺ A B C C⁻	中期目標評定 A⁺ A B C C⁻	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
5　青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項	5　青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項	助成業務の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。		A	A	A	A	A	A	A	○今後とも、子どもゆめ基金の認知度の向上を図ることを期待します。 ○また、引き続き助成業務の透明性や公平性の確保に努めてほしい。
少年による凶悪犯罪や問題行動が社会問題となっている中で、社会全体のモラルの低下、地域社会の教育力の低下、メディア上の有害情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、自分自身で考え創造する力、他人への思いやりの精神を身に付けさせることが重要となっている。 このような状況において、子どもたちの健全育成のためには、国民、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子どもの健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで民間団体が行う活動に対し、財政的支援を行うこととする。		① 助成金の交付状況		子どもゆめ基金による助成金交付の対象となる活動は、青少年教育に関する団体が行う「子どもの体験活動の振興を図る活動」、「子どもの読書活動の振興を図る活動」及び「インターネット等で利用可能な子ども向けの教材を開発・普及する活動」であり、助成金の交付は次のとおり実施した。 子どもゆめ基金の支援を必要としている活動の募集に当たっては、次の広報活動を実施した。 ①ホームページへの募集案内の掲載 ②助成活動募集説明会の開催 ③全国の都道府県・市区町村教育委員会、青少年教育関係団体等への助成金募集案内の送付 ④新聞、雑誌等への広告掲載等 【応募件数及び金額の推移】 上段：応募件数　下段：応募金額（百万円）							

年度	子どもの体験活動	子どもの読書活動	教材開発・普及活動	合　計
１３	1,724	257	87	2,068
	1,326	163	921	2,410
１４	1,813	352	80	2,245
	1,814	150	907	2,871
１５	1,910	356	94	2,360
	1,881	210	1,042	3,133
１６	1,837	351	94	2,282
	2,122	255	1,072	3,449
１７	1,812	325	91	2,228
	2,222	293	904	3,419
合計	9,096	1,641	446	11,183
	9,365	1,071	4,846	15,282

助成金交付採択（内定）のうち、子どもの体験活動及び読書活動において不採択となった活動は、子どもゆめ基金助成金交付要綱及び助成要領において助成の対象としていないものがほとんどであり、参加者の募集範囲が当該団体構成員のみに限定されている活動、学校教育として行う活動、舞台芸術や音楽の鑑賞のみを目的とした活動などであった。
また、教材開発・普及活動の不採択となった活動は、体験活動・読書活動を支援・補完する教材ではない、体験活動・読書活動との関連性が乏しい教材などであった。
採択率は、子どもの体験活動が約８８．９％、子どもの読書活動が約８９．３％、教材開発・普及活動は約３０．３％である。

（１）　青少年教育に関する団体に対し、当該団体が行う以下の活動に対して助成金を交付する。
① 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動に対して助成金を交付する。
その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

（１）　青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。
①　子どもの体験活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。
ア．子どもに自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の機会を提供する活動
イ．子どもの体験活動を支援するための指導者養成・派遣等の活動
その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

② 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動に対して助成金を交付する。
　その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取組が展開されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

② 子どもの読書活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。
ア．子どもの読書活動を支援する市民グループ等がネットワークを構築し、情報交流、合同研修、連携イベント等を行う活動
イ．子どもの読書活動の振興方策などについての研究協議等を行うフォーラムを開催する活動
ウ．その他、読書会の開催等、子どもの読書活動を推進する活動

　その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取組が展開されるよう留意しつつ、子どもの読書活動の振興を図る市民グループ等がネットワーク組織等による、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

③ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。

③ インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。
ア．地域の自然や歴史等の情報をデータベース化し、インターネット等で利用できるような教材を開発・普及する活動
イ．直接体験できない分野をバーチャルに体験できるソフト開発など、子どもの体験活動を支援・補完する教材を開発・普及する活動
ウ．その他、インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動

（2） 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図る。

（2） 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等を整備する。

【助成金交付採択（内定）件数及び採択率の推移】
上段：採択件数　下段：採択率（%）

年度	子どもの体験活動	子どもの読書活動	教材開発・普及活動	合　計
１３	1,469	207	30	1,706
	85.2	80.5	34.5	
１４	1,590	322	28	1,940
	87.7	91.5	35.0	
１５	1,723	320	27	2,070
	90.2	89.9	28.7	
１６	1,611	317	23	1,951
	87.7	90.3	24.5	
１７	1,690	299	27	2,016
	93.3	92.0	29.7	

交付決定件数が採択件数よりも減った理由は、準備不足等団体の都合による中止、団体独自の取組として実施することとした、団体予算内で実施可能などにより、団体から取下げがあったためである。

【助成金交付決定件数の推移】

年度	子どもの体験活動	子どもの読書活動	教材開発・普及活動	合　計
１３	1,365	194	29	1,588
１４	1,419	305	28	1,752
１５	1,560	298	27	1,885
１６	1,513	302	23	1,838
１７	1,624	293	27	1,944
合計	7,481	1,392	134	9,007

助成金額確定件数が交付決定件数よりも減った理由は、子どもの参加者確保が困難、団体自身の予算内で実施可能、台風等の自然災害により活動が実施できなかったなどの理由により、交付申請の取下げがあったためである。

【助成金交付額の確定件数の推移】

年度	子どもの体験活動	子どもの読書活動	教材開発・普及活動	合　計
１３	1,327	192	29	1,548
１４	1,345	298	28	1,671
１５	1,453	293	27	1,773
１６	1,438	296	23	1,757
１７	1,548	288	27	1,863
合計	7,111	1,367	134	8,612

	① 助成金の交付を適正に行うため、外部有識者からなる審査委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、助成対象活動及び交付額について審査を行う。 ② 助成金の交付対象の適切な採択に関し、選定に関する基準を策定する。 ③ 助成金交付に関する採択結果をホームページやパンフレットなどで公表する。	② 助成金の交付に係る選考手続きに関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等の整備状況		助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため審査体制を整備した。 子どもゆめ基金審査委員会の審査体制 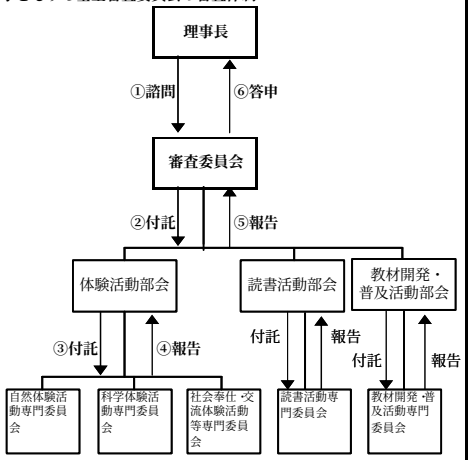 ○審査委員会：審査基準等の決定。部会の審議結果に基づき、採択する活動及び助成金額を審議決定する。 ○部　　会：専門委員会の審議結果に基づき、助成対象活動の採否及び助成金額を審議する。 ○専門委員会：専門的見地から、助成金交付計画調書を審査し、助成対象活動の評価・評定を行う。 ①審査委員会委員等の選任 審査委員会委員及び専門委員会委員は、青少年教育に関し、広くかつ高い見識を有する外部有識者から選任し、助成金対象活動及び交付額について審査を行った。また、各部会においては、審査委員会委員及び専門委員会専門委員から選任された者から組織した。 ②選考基準の策定 子どもゆめ基金審査委員会においては、助成対象活動の適切な採択に当たるため、次のとおり選定に関する基準等を定めた。 ・子どもゆめ基金助成金交付の基本方針 ・子どもゆめ基金助成活動の審査の方法等について ・子どもゆめ基金助成金の配分方法について ・子ども向け教材開発・普及活動の審査の視点 なお、これらの基準等には、中期目標で示している「特色ある新たな取組みや、体験活動や読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動」を中心に助成することとが盛り込まれている。 ③審査状況等の公表 審査状況等を逐次ホームページに掲載するとともに、助成団体名、活動名、助成金交付内定額、審査委員名をホームページへ公表するほか、都道府県教育委員会にも資料提供を行い透明性の確保に努めた。							
（3） 資金の確保、運用及び管理において客観性及び透明性を図る。 ① 資金の運用及び管理においては、安全性に十分留意する。 ② 資金により生じた運用益の使途を明確にする。	（3） 資金の運用及び管理については、金融機関の利率等を常に把握し、運用益の拡大を図るとともに、内外部の管理体制を整備する。 ① 物価上昇や経済情勢を勘案し、民間からの拠出金を募るとともに、国の財政状況を勘案し、かつ基金業務に支障のないよう資金計画を策定する。 ② 安全性が高い金融機関に対して基金の運用を委託するなど、資金運用を的確に実施する。 ③ 資金の運用及び管理に当たっては、内部牽制体制を設けるなど、内部組織体制を整備する。 （3） 資金の運用及び管理については、金融機関の利率等を常に把握し、運用益の拡大を図るとともに、内外部の管理体制を整備する。 ① 物価上昇や経済情勢を勘案し、民間からの拠出金を募るとともに、国の財政状況を勘案し、かつ基金業務に支障のないよう資金計画を策定する。 ② 安全性が高い金融機関に対して基金の運用を委託するなど、資金運用を的確に実施する。 ③ 資金の運用及び管理に当たっては、内部牽制体制を設けるなど、内部組織体制を整備する。											

③ 資金の管理及び運用益の拡充を図るための体制等の整備状況

①資金運用の実施状況
政府からの出資金（１００億円）及び民間からの出えん金として約３，１５１万円（平成１８年３月３１日迄の累計額）の寄附を受けた。その運用については、元本の保証を確保しつつ運用益の高かった地方債券を購入するなど運用の安全性の確保と資金の充実を図った。

○平成１３年度～平成１７年度総計

単位（円）

団体数	金　額
２５５	31,509,276

②出えん金の募集・広報活動状況
基金の拡充を図るため、民間企業等への「子どもゆめ基金」の趣旨及び募金依頼を以下のとおり実施した。

年度	事　　項	区分
１３	①企業、社会貢献を行っている企業、センター利用団体等に対して募金趣意書を送付するとともに、企業・団体に対し直接募金依頼を行った。 ②子どもゆめ基金助成活動募集の新聞広告に併せて基金への募金依頼の広報を行った。 ③センター内に募金箱を設置するとともに、独立行政法人国立青年の家・独立行政法人国立少年自然の家の各施設に募金箱を設置し、施設利用者へ募金の依頼を行った。	毎年 毎年 実施
１４	①ホームページや子どもゆめ基金ガイド等に基金への募金依頼及び寄付者名を掲載した。	毎年
１５	①独立行政法人国立青年の家・独立行政法人国立少年自然の家の各施設に募金の協力を再依頼し、募金の趣旨徹底を図った。	実施
１６	①子どもゆめ基金」の認知度の向上を図るとともに、類似の名称による社会的錯誤を防ぐため、６月に「子どもゆめ基金」の名称を商標登録の申請を行い、平成１７年１月７日登録商標となった。 ②基金に対するいっそうの周知を図るため、以下の措置を実施した。 ア．センター内各施設に広報用ポスターを掲示 イ．寄附依頼のチラシを親しみやすくかつ利用しやすいものに改訂	実施 実施
１７	①子どもゆめ基金ガイドに募金の郵便振替払込書を綴り込み、寄附者の便宜を図った。 ②子どもゆめ基金の紹介ビデオ（ＤＶＤ）を作成し配布した。 ③子ども放送局で放映中の「子どもゆめ基金募金のお願い」の映像を更新し放映。 ④募金箱の寄付依頼掲示を親しみやすいものに改訂。	毎年 実施 実施 実施

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A+ A B C C-	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評定 A+ A B C C- 評定	中期目標評定 A+ A B C C- 評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
6　前各号の業務に付帯する事項 （1）　子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発 子どもの健全な育成を図るため、子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動等の体験活動の重要性に関する普及・啓発事業等を実施する。 （2）　施設ボランティア 主催事業に参加するボランティアの養成等を計画的に行うとともに、主催事業におけるボランティアへの活動機会提供及び活動の充実を図ることにより、主催事業の充実に努める。	6　前各号の業務に附帯する事項 （1）　子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発 ①　子どもの体験活動や読書活動の重要性に関する普及・啓発を行うための事業及び子どもたちや関係者等が意見を発表、交換する機会を提供する事業の実施。 ②　教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）などのメディアを活用した普及啓発事業等の実施。 （2）　施設ボランティア ①　主催事業に参加するボランティアを計画的に養成・登録し、資質向上の機会を設ける。 ア．青少年教育施設ボランティアセミナーの実施 イ．青少年教育施設ボランティア専門研修の実施 ②　事業の企画立案や事業運営へのボランティアの参加を促進し、活動機会の拡充及び主催事業の充実を図る。	附帯業務の実施状況 ①　子どもの体験活動の重要性についての普及・啓発活動状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	普及啓発事業の実施 子どもの体験活動や読書活動への取組の裾野を拡げるため青少年団体に対する助成制度の普及を図るとともに、子どものニーズや社会の変化に沿った体験活動の普及啓発のため、先導的モデル的事業等を次のとおり実施した。 ①　「子どもゆめ基金ガイド」の作成配布（平成１４年度より実施） 子どもゆめ基金の趣旨、概要を周知するとともに、前年度に助成金を受け実施された活動事例等を紹介し、子どもの体験活動や読書活動への取組みを促進するため、「子どもゆめ基金ガイド」を作成した。ガイドは、毎年作成し、都道府県・市区町村教育委員会、青少年教育施設、公立図書館、青少年教育団体等に広く配布した。 ②　子どもの心を育てる読書活動推進事業（平成１３年度より実施） （子ども読書の日記念“子どもの読書活動推進フォーラム） 広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの積極的な読書活動の意欲を高めるため、子どもの読書に関わる関係者が一堂に会し、全国各地で取組まれている実践事例等を紹介するとともに、中長期的視点に立った今後の読書推進活動を確認する場を提供する事業を実施した。 なお、本事業は、平成１３年１２月に子ども読書活動推進に関する法律の制定により毎年４月２３日を「子ども読書の日」と定められたことから、平成１４年度より同日に開催することとした。 毎年、子どもの読書活動の振興に取り組む市民グループ、民間団体、企業、図書館、教育機関、行政関係者などが参加した。 平成１３年度～１７年度 参加人数総計　２，０２８人 ③　科学少年少女派遣事業（ジュニア・サイエンス・クルーズ） （平成１３年度） 洋上（船内）での科学技術体験活動や寄港地であるグアムでの自然体験活動を通して、子どもたちが科学技術や理科に対する興味関心を深め、自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供した。 平成１３年８月１７日（金）から２６日（日）の８泊９日で、小学校５年生から中学校２年生までの子ども４８０人が参加した。						※附帯する事項であることから、主業務の各項目の評定に含める。 ※助成事業の実施状況に含む。

④　少年少女自然体験交流事業（平成１４年度より実施）

太平洋諸島の子どもたちとの相互交流を通じて、自然、科学技術、異文化体験などの体験活動を行い、子どもたちに自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供することを目的に招へいと派遣の事業を実施した。

平成１４年度は、ミクロネシア連邦（ポンペイ州、チューク州、ヤップ州）、パラオ共和国を対象として実施、平成１５年度からミクロネシア連邦コスラエ州、平成１６年度からマーシャル諸島共和国を加えた。これにより、各国政府の協力のもとに、３カ国６島との相互交流事業となった。

参加者は小学校５年生から中学２年生（現地では小学校８年生）までの子どもで、前述の太平洋諸島の子どもたちを６月中旬から約２週間の日程で招へい。日本の子どもは７月下旬から９日間の日程で前述の太平洋諸島に派遣した。

【招へい】　平成１４年度～１７年度

参加人数総計	２２３人

【派　遣】　平成１４年度～１７年度

参加人数総計	１，０７７人

⑤　全国ユースフォーラム（平成１３年度より実施）

高校生による社会貢献をはじめとした社会的活動に対する取組の在り方、その効果的な促進方策などについて、高校生が主体となって意見交換や討論を行う機会を提供するとともに、その成果を普及し、社会啓発を図ることを目的に事業を実施した。

実施にあたっては、高校生が主体的に取組むことの重要性を重視し、テーマ、プログラム、参加者の募集方法などの企画全般を高校生の実行委員で決定することとし４月から実行委員会を開催した。

また、この事業の充実を図るために、全国ユースフォーラム終了後も実施年度の実行委員、助言者を中心に次回に向けての在り方についての検討を行った。

【事業実施状況】　平成１３年度～１７年度

参加人数総計	１，４９５人

⑥　少年の主張全国大会（平成１３年度より実施）

これからの国際社会に生きる中で広い視野に立って自分を表現し、物事を考える力を身に付けるために、中学生が日頃考えていることを自分自身の言葉で意見を発表する機会を提供することにより、同世代への意識啓発及び少年の意識に対する国民全体の理解を図ることを目的に事業を実施した。

この事業は、全国の中学生を対象に地方大会の参加者の中から、北海道・東北、関東・甲信越静、中部・近畿、中国・四国、九州の全国５ブロックから推薦された代表により実施した。

【事業実施状況（全国大会）】　平成１３年度～１７年度

視聴参加者数総計	約４，１４０人

【事業実施状況（地方大会）】　平成１３年度～１７年度

視聴参加者数総計	約１０１，０００人
作文応募者数総計	約３，１００，０００人

⑦ 障害者スポーツふれあい事業（パラリンピックキャラバン）
（平成１３年度より実施）
障害者スポーツに対する正しい理解と認識を深めるとともに、等しく生きる社会を実現できる資質を身につけることを目的に、障害者スポーツ選手と全国各地の子どもたちが障害者スポーツを通じて交流する事業を実施した。
この事業は、実施年の４月から翌年の３月まで、全国各地のスポーツ施設、研修所及び学校等の施設を会場に、小学生、中学生、及び高校生を中心に参加を得て実施した。

【事業実施状況】　平成１３年度～１７年度

参加人数総計	約３２，０００人

⑧ 日中韓子ども童話交流事業（平成１４年度より実施）
日本、中国、韓国の子どもたちが一堂に会し、各国の絵本・童話を通じて読書の楽しみを知ってもらうとともに、一緒に語り合い、相互の文化の特徴や共通性、違いを知ってもらい、お互いの文化を理解する機会を提供することにより、子どもの体験活動や読書活動の重要性について普及啓発を図ることを目的に事業を実施した。参加者は小学校４年生から６年生の日本の子ども及びこの学年に相当する中国・韓国の子ども。
この事業の一環として日本、中国、及び韓国の昔話を、日中韓の三カ国語に翻訳・製本し（平成16年度）、平成１６・１７年度の交流事業で使用するとともに、全国の小学校や図書館、読書関係団体などに配布し読書活動の普及・啓発を図った。

【事業実施状況】　平成１４年、１６年、１７年度

参加国	総数
日本	142
中国	74
韓国	75

⑨ 子どもの文化交流体験事業（平成１５年度）
子どもたちに、国内外の原作本や絵本を通じて読書の楽しさを知ってもらうとともに、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく交流体験の機会を提供することにより、子どもの読書活動及び文化交流活動の重要性について普及・啓発を図ることを目的に事業を実施した。

【事業実施状況】

年度	開催日	開催場所	参加者
１５	3月6日～3月30日	東京・青森 三重・山口 福岡	約5,450人

⑩ 地域における子どもの体験活動推進フォーラム
（平成１６年度のみ）
青少年を取巻く問題は依然として深刻な状況にあり、民間団体が行う地域における体験活動等の取組は一層重要性を増しているため、今後の地域における体験活動の在り方を考え、取組の裾野を拡げることや地域で子どもの健全な育成を図ることの重要性について普及・啓発を図ることを目的に事業を実施した。

【事業実施状況】

年度	開催日	参加者	参加者
１６	11月19日	青少年教育に関する民間団体、ボランティア、行政関係者、子どもゆめ基金支援企業等	１２７人

⑪ 子どもゆめ基金“ ふれあいフェスティバル ”（平成１７年度）

子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動を全国的な規模で提供することにより、体験活動や読書活動の持つ教育的意義について、広く社会の理解を図ることを目的に事業を実施した。

この事業は、文部科学省との共催により全国２５箇所の青少年教育施設で平成１７年１１月１日から平成１８年1月３１日の間、児童生徒、保護者、青少年教育関係者など１５，２４８人の参加を得て実施した。

【事業実施状況】

年度	開催日	開催場所	参加者
１７	11月1日～1月31日	全国２５箇所の青少年教育施設で３１事業	15,248人

⑫ 教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）などのメディアを活用した事業

エル・ネットを活用した「子ども放送局事業」は毎週土曜日（除く、８月及び第５土曜日）、全国の約２，０００箇所の受信会場に向け、ヒーロー・ヒロインや各分野の第一線で活躍する方々が直接語りかける番組や、受信先の会場で番組を見ながら同時に参加できる番組、子どもたちの意見を取り入れた番組などを制作・放送し、子どもたちの体験活動機会の普及・啓発を図っている。

これまで、平成１３年度から子どもゆめ基金の普及啓発事業として、センターが放送しており、平成１５年６月からは、過去の番組を再活用できるように、センター子ども放送局ホームページ上で「インターネットＴＶ」として動画で配信している。

平成１７年度には、番組をより活用しやすいように番組の見直しを行い、番組放送時間枠を原則として９０分間から４５分間に短縮した。

また、放送開始時刻を午前１０時３０分から午前１１時に変更したり、水曜日の再放送に加えて土曜日午後の再放送を追加した。

広報活動の推進

平成１５年度にフリーダイヤルを設置し、助成金申請者（団体）への便宜を図るとともに、制度の周知により事務省力化にも寄与している。また、「子どもゆめ基金」の知名度向上により類似の名称が見受けられることから、平成１６年度に基金名称の商標登録を行い社会的誤解を与えないよう権利保護を図った。

上記のほか基金の一層の周知を図るため以下の措置を実施した。

年度	事　　項
１４	子どもゆめ基金ガイドの作成
	子どもゆめ基金ポスター、チラシの作成
１６	正門エレベータ塔等に子どもゆめ基金の看板を設置
	子どもゆめ基金の広報用クリアーファイルを作成
１７	子どもゆめ基金紹介ビデオ（ＤＶＤ）の作成
	子どもゆめ基金のホームページを親しみやすいものに改訂
	子どもゆめ基金手提げ袋を作成

② 施設ボランティアの活動機会の拡充状況

①施設ボランティアの登録と研修

施設ボランティアに登録するためには、ボランティアの入門講座である主催事業「青少年教育施設ボランティアセミナー」を修了し、登録のためのガイダンス（説明会）への参加及び職員との面談が条件となっている。

登録期間は１年間とし、活動状況を考慮して、ボランティアの希望をもとに年度ごとに更新を行っている。５年間の登録者総数は、延４５１名であり、年平均登録数は９０名であり、毎年約７割程度が更新した。

施設ボランティアの研修の機会として、主催事業「青少年教育施設ボランティア専門研修」を実施した。この研修では、ボランティア活動のスキルアップのための講義、演習、ワークショップなど行った。

この研修は、施設ボランティア以外でも、青少年に関わって活動するボランティア研修の機会とするため、広く一般にも公開している。なお、外部からの参加者は毎回平均３割程度となっている。

②活動状況

施設ボランティアの主な活動のうち、センター内では、主催事業の運営補助（会場設営・片付け、参加者対応、事業参加青少年の生活指導等）、調査研究事業補助などであった。

また、施設ボランティアが研修の一環として、自分たちで企画・実施・運営を行う「自主企画事業」を実施したほか、他県の小学校から依頼を受けた「出前講座」も実施した。

※主催事業の実施状況に含む。

○財務内容の改善に関する事項

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A+ A B C C-	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評価 A+ A B C C- 評定	中期目標評価 A+ A B C C- 評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画											
1 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 （1） 積極的に外部資金、施設使用料、自己収入の増加に努めること。 （2） 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。	（1）期間全体に係る予算 （2）期間全体に係る収支計画 （3）期間全体に係る資金計画	収入の確保等の状況 ① 自己収入の受入状況 ★目標：１００％ 自己収入決算額÷自己収入予算額 ② 外部資金の受入れ状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。 110%以上 / 100%以上110%未満 / 100%未満	（自己収入決算額）÷（自己収入予算額） １１２％ 平成１３年度～平成１７年度の自己収入の受入状況は、予算額3,618,731千円に対して、決算額は4,037,042千円であり、418,311千円（12%）増収となった。 子どもゆめ基金の出えん金の申込み数は２５１件、金額３，１５１万円	A	A	A	B	B	A	A	○着実に自己収入を確保するとともに、外部資金の獲得の更なる努力を期待します。
	Ⅳ 短期借入金の限度額											
	1 短期借入金の限度額 ７億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することも想定される。	短期借入金の借入状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	中期目標期間に該当なし。	-	-	-	-	-	—		
	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画											
	計画の予定なし	重要財産の処分等状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	中期目標期間に該当なし。	-	-	-	-	-	—		
	Ⅵ 剰余金の使途											
	（1） 利用者サービスのための施設設備の整備 （2） 主催事業及び調査研究事業	剰余金の使用等の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	中期目標期間に該当なし。	-	-	-	-	-	—		

○その他業務運営に関する重要事項

中期目標	中期計画	評価項目 指標	評価基準 A+ A B C C-	評価に係る実績	事業年度評価結果(注) 13	14	15	16	17	中期計画評定 A+ A B C C- 評定	中期目標評定 A+ A B C C- 評定	次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項	Ⅶ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項											
1 長期的視野に立った施設設備・管理の実施 （1） 施設の運営に当たっては、長期的視野に立った施設整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。 （2） 利用者本位の快適な生活･研修環境の形成のための施設整備を進めることとし、特に身体障害者等に対してやさしい施設とする。	1 施設・設備に関する事項 （1） 長期的視野に立った施設整備の保守・管理を行うとともに、防災、研修の充実、快適な食・住環境の確保の観点から、必要な施設設備の改修等を計画的に進める。 （2） 「高齢者及び身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の基準に従い、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、計画的な施設整備を進める。	施設・設備の整備状況 ① 長期的視野に立った施設設備の保守・管理状況 ② 防災、研修の充実、快適な食・住環境等の確保の観点に立った施設設備の整備状況 ③ 高齢者及び身体障害者等の円滑な施設・サービスの利用に配慮した施設の整備状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	施設・設備に関しては、長期的な施設整備に係る経費を国に予算要求し確実に実施したほか、利用者へのサービスの向上や身体障害者等に配慮した設備の充実さらには健康増進法に対応した分煙の徹底のため、必要な施設・設備の改修等を実施した。 これらを着実に実施した結果、利用者の増、いしては収入の増に貢献し、なおかつ省エネにも貢献したものと言える。 実施した主な内容は次のとおり。 ①快適な住環境の確保 ・計画的な建物の保全工事の実施（外壁塗装、屋内模様替等） ・宿泊室の壁の抗菌塗装 ・健康増進法に配慮した喫煙室の設置 ・環境に配慮したボイラー設備に低ＮＯＸ装置設置 ・シャワートイレの増設 ②身体障害者への配慮 ・身体障害者用トイレの増設 ・点字ブロックの整備 ・階段手摺り等への点字表示整備	A	A	A	A	A	A	A	○今後とも、利用者の安全確保を図るとともに、身体障害者等に配慮した施設・設備の整備を図ることを期待します。 ○事業成果の向上のため、計画的な人材養成を図ることを期待します。
	2 人事に関する計画 （1） 方針 ① 職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修や専門的研修事業の活用を図る。 ② 関係機関、民間団体との間で、広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。 ③ 業務量及び職員の能力に応じて、人員配置を定期的に見直す。 （2） 人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。	人事管理の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	①職員研修 「職員研修実施要綱」（平成１３年４月１日理事長裁定）を策定するとともに、同要綱に基づいた「職員研修計画」を年度ごとに策定し、計画的かつ多様な研修を実施した。 特に、独立行政法人の職員として必要な能力、資質向上を図るため、理事長による講話をはじめ、職員の意識改革のための研修や利用者サービス向上のための接遇研修、企業会計に関する会計研修などを実施するとともに、業務の国際化を視野に入れて、英会話学校での研修や海外研修等に参加させるなど、語学能力の向上や国際感覚の涵養に努めた。 【センター主催の研修】 区分 / 研修会名等 / 主な目的 新任職員に対する研修 / 新任職員研修 / センターの事業内容、施設概要等を理解させ、職務への早期適応を図る。 教養・啓発等に関する研修 / 理事長講話 / 独立行政法人化制度の趣旨・目的等について職員の理解を図る。青少年教育３法人の統合の動向等について、職員の理解と周知を図る。 英会話研修 / 業務の国際化に対応するため、職員の語学能力の向上を図る。	B	A	A	A	A	A		

	独立行政法人職員啓発セミナー	独立行政法人化への移行の趣旨を理解させ、コスト意識やサービス意識の向上を図る。
	放送大学受講による研修	放送大学が開講する、職務遂行上有益な授業科目を受講させ、職員の資質向上を図る。
	国家公務員の倫理に関する研修	国家公務員倫理法・倫理規程を理解させ、服務の厳正な保持に努める。
	セクシュアル・ハラスメント防止研修	セクシュアル・ハラスメントの防止について職員の意識を高め、健全な職場環境の維持を図る。
実務研修	ソフトウェア研修	各種ソフトウェアの機能等を習得させる。
	接遇研修	利用者や研修生等に対する接遇・応対の方法を習得させる。
	独立行政法人会計研修	企業会計制度による会計事務の基本的知識を習得させる。

【外部機関主催の研修】

区分	研修会名等	主な目的
新任職員に対する研修	関東地区新採用職員研修	国家公務員としての業務遂行上の基礎知識、技能、態度を養成する。
青少年教育施設職員としての資質向上を図る研修	生涯学習機関等の連携に関する実践研究交流会	生涯学習担当者が生涯学習に関する実践と研究成果をもとに交流し、連携・協力の推進方策等について協議する。
	関東甲信越静地区青年の家協議会（東京大会）	青年の家が抱える諸問題について、研究・協議するとともに、情報交換を行う。
	学習プログラム研究セミナー	学習プログラムの立案・展開・評価に関する理論と実践的な知識・技術について研究・協議を行う。
	社会教育主事講習	社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。
国際性の涵養に関する研修	指導者セミナー（日独・日豪・日仏）	日本とドイツ・オーストラリア及びフランス各国の青少年指導者がそれぞれ研究・討議を行い、資質向上を図る。
	国際企画担当職員研修	国際関連事業の遂行に必要な知識、能力等を習得させ、資質向上を図る。
独立行政法人経営等に関する研修	評価・監査中央セミナー	評価・監査業務において指導的立場の職員の、共通的な基本理念の理解を深めるとともに、高度な知識・手法の習得を図る。
	関東地区行政管理・評価セミナー	行政管理・評価業務の基礎的知識及び最新情報を提供し、今後の業務遂行に必要な知識・技能の向上に資する。

教養・啓発に関する研修	関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修	係長としての能力・識見を確立させ、管理運営の重要な担い手として職員の資質向上を図る。
	関東地区中堅係員研修	社会的視野並びに社会的識見を付与することにより、行政運営の中核となるべき公務員を育成する。
実務研修	情報セキュリティセミナー	個人情報保護法への対応上必要な情報セキュリティ等の知識を修得する。
	政府関係法人会計事務職員研修	予算決算等の会計事務に関する必要知識を修得させるとともに、会計事務職員としての資質向上を図る。
	個人情報保護法制セミナー	個人情報保護に関する実務的、実践的な知識の向上を図る。

②人事交流
他機関（国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等）からの受け入れとともに、係員級の職員を国立大学法人等への出向により、多様な人材の育成・活用に取り組んだ。

【他機関からの受入状況（各年度末現在）】

年度	文部科学省機関（国立大学法人、独立行政法人を含む。）	地方公共団体	民間団体	合計
１３	２８人	２人	０人	３０人
１４	３７人	３人	１人	４１人
１５	３８人	３人	１人	４２人
１６	３７人	４人	１人	４２人
１７	４０人	４人	１人	４５人

【他機関からの新規の受入状況】

年度	文部科学省機関（国立大学法人、独立行政法人を含む。）	地方公共団体	民間団体	合計
１３	１５人	１人	０人	１６人
１４	１５人	２人	１人	１８人
１５	１０人	１人	０人	１１人
１６	４人	２人	０人	６人
１７	１２人	１人	０人	１３人

【他機関への出向状況】

年　度	１３	１４	１５	１６	１７
文部科学省機関	３人	３人	４人	３人	２人

③職員数
常勤職員数（役員を除く。）については、中期計画において、期初（平成１３年度）の常勤職員数を６３人と定め、期末（平成１７年度）においても同数の６３人である。

主催事業の変遷

別紙１

	平成13年度（23事業）	平成14年度（9事業）	平成15年度（7事業）	平成16年度（9＋4事業）	平成17年度（2＋8事業）
青少年教育指導者を対象とする事業	国立青少年教育施設新任職員研修	青少年教育施設新任指導系職員研修			
	国立青少年教育施設新任事業課長等会議	青少年教育施設新任事業課長等会議	青少年教育施設新任事業課長等研修		
	青少年教育施設指導系職員コース別専門研修	青少年教育施設指導系職員専門研修			
	生涯スポーツ推進指導者講習会				
				青少年教育実践e-研修	
	青少年教育施設ボランティアセミナー				
	青少年教育施設ボランティア専門研修				
	子ども科学教室指導者養成セミナー	科学活動支援の指導者研修		サイエンスサポートセミナー	
青少年教育関係者を対象とする事業（指導者以外の）	全国青少年相談研究集会				
	青少年野外教育全国フォーラム	青少年自然体験活動全国フォーラム			
	青少年教育国際シンポジウム				
			学校と青少年教育施設連携促進研究会		
青少年を対象とする事業	全国青少年総合フェスティバル				
	国際パーカッション・フェスティバル'2001				
	青少年舞台芸術フェスティバル				
		子ども演劇ワークショップ 子ども民族芸能ワークショップ	子ども文化・芸術体験ワークショップ		
	中学生ボランティア研修	中学生ボランティア学習講座			
				青少年まちづくりワークショップ	青少年まちづくり・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ
	高校生による「手作りロボット教室」				
	子ども科学実験教室	子ども科学体験教室	中学生科学体験セミナー		
	子ども科学工作教室				
	手作り楽器を楽しもう				
	ウィークエンド子どもスクエア				
				子ども放送局ディレクターズ・キャンプ	
青少年及び青少年教育指導者の国際交流促進を図る事業	世界青年交流イベント	青少年国際ネットワークフォーラム	国際ネットワークフォーラム for Youth		H17 休止
	アジア地域青少年教育施設指導者研究セミナー				H17 休止
	日独青少年教育施設等指導者研究会				
					日独青少年指導者セミナー(受託事業)
					日独学生交流事業(受託事業)
					日独勤労青年交流事業(受託事業)
				日韓高校生交流事業（受託事業）	
				日韓大学生交流事業（受託事業）	
連携促進を図る事業	青少年教育施設・団体連絡協力会議				青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力研究会
		青少年国際交流団体連携促進会議			青少年国際交流団体連携促進研究会

青少年教育指導者等の研修事業

別紙２

事業名	対象	参加者/募集人数		趣旨	期間	共催・協力・委員会等	実績 13 14 15 16 17
青少年教育施設 新任指導系職員研修 (H14 名称変更)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の新任指導系職員	H13	53/50	国公立青少年教育施設の新任指導系職員に必要な知識・技術等について研修を行い、能力の向上を図る。	5泊 6日	共催：独立行政法人国立青年の家・国立少年自然の家	
		H14	48/50		4泊 5日		
		H15	61/50		4泊 5日		
		H16	66/50		4泊 5日		
		H17	56/設定せず		4泊 5日		
青少年教育施設 新任事業課長等研修 (H15 名称変更)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の新任事業課長等	H13	12/10	国公立青少年教育施設の新任事業課長等に必要な基本的事項について研修を行い、能力の向上を図る。	2泊 3日	共催：独立行政法人国立青年の家・国立少年自然の家	
		H14	12/10		1泊 2日		
		H15	19/20		2泊 3日		
		H16	19/20		2泊 3日		
		H17	12/設定せず		2泊 3日		
青少年教育施設 指導系職員専門研修 (H13 名称変更)	国公立青少年教育施設等の中堅指導系職員	H13	45/40	国公立青少年教育施設等における指導系職員としての職務に必要な専門的知識・技術等について研修を行い、指導者としての能力の向上を図る。	3泊 4日		
		H14	28/40		4泊 5日		
		H15	30/40		4泊 5日		
		H16	38/30		3泊 4日		
		H17	33/30		3泊 4日		
生涯スポーツ推進指導者講習会	都道府県及び市町村教育委員会担当職員　地域におけるスポーツクラブ等の指導者　青少年教育施設職員、青少年団体職員等	H13	197/250	地域のスポーツ指導者や青少年教育指導者を対象にスポーツの理論・実技について講習を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	3日	共催：文部科学省生涯スポーツ課	
		H14	158/200		3日		
青少年教育実践e-研修	国公立青少年教育施設職員，青少年教育行政担当者，学校教員，学校教育行政担当者等	H16	20/30	青少年教育における様々な課題を取り上げ，インターネット等を使った研修を行い，青少年教育指導者，関係者の資質・能力の向上を図る。	3講座		
青少年教育施設 ボランティアセミナー	青少年教育施設のボランティアを志す者（高校生・専門学校生・大学生・社会人等）	H13	平均31/40	青少年教育施設におけるボランティア活動に必要な基礎的な知識・技術について研修を行い、施設ボランティアの養成を図る。	年 3回		
		H14	平均55/30		年 2回		
		H15	73/30		1泊 2日		
		H16	37/30		1泊 2日		
		H17	30/30		1泊 2日		
青少年教育施設 ボランティア専門研修	センターにボランティアとして登録している者、青少年を対象としたボランティア活動を行っている者	H13	平均15/各50	ボランティア活動の充実に必要な専門的な知識・技術について研修を行い、ボランティアとしての資質の向上を図る。	年 6回		
		H14	平均37/各30		年 5回		
		H15	平均38/各30		年 4回		
		H16	平均38/各30		年 4回		
		H17	平均23/各30		年 2回		
サイエンスサポートセミナー (H14.16 名称変更) ・子ども科学教室指導者養成セミナー ・科学活動支援の指導者研修	青少年を対象とした科学ボランティア等を行っている者（青少年教育施設職員、学校教員、大学生等）	H13	35/40	青少年の科学体験活動支援に関心のある者を対象に、子どもたちの科学的好奇心を高めるためのプログラムやサポートの在り方を学ぶ研修を行う。	4泊 5日	企画委員会設置	
		H14	43/30		4泊 5日		
		H15	41/30		2泊 3日	企画委員会設置	
		H16	31/30		2泊 3日		

青少年教育関係者による全国的な研究協議

別紙３

事業名	対象	参加者/募集人数		趣旨	期間	共催・協力・委員会等	実績 13	14	15	16	17
全国青少年相談研究集会	青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、その他青少年の相談に携わる関係者	H13	225/250	青少年問題及び青少年相談事業に関する知識・技術等についての研究協議等を行い、今後の青少年相談事業の充実を図る。	1泊 2日	企画委員会設置 共催：文部科学省スポーツ・青少年局青少年課	→	→	→	→	→
		H14	339/300		2泊 3日						
		H15	337/300		2泊 3日						
		H16	260/250		2泊 3日						
		H17	274/250		2泊 3日						
青少年自然体験活動全国フォーラム （H14 名称変更） ・青少年野外教育全国フォーラム	青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員、青少年団体指導者、民間教育事業者、その他青少年の自然体験活動に関心のある者	H13	333/300	青少年の自然体験活動の全国的普及を図るため、その関係者が一堂に会し、青少年の自然体験活動を推進していくための協議・情報交換を行う。	1泊 2日		→	→	→	→	→
		H14	311/300		1泊 2日	共催：文部科学省スポーツ・青少年局青少年課					
		H15	325/300		1泊 2日	共催：文部科学省スポーツ・青少年局青少年課					
		H16	250/250		1泊 2日						
		H17	232/250		1泊 2日	共催：文部科学省スポーツ・青少年局青少年課					
青少年教育国際シンポジウム	青少年教育関係者、学校教育関係者、青少年教育に関心のある者等	H13	228/200	青少年に係る諸課題について、国内外の先進事例や特色ある事例を基に研究協議し、我が国の青少年教育の充実に資する。	1日		→				
学校と青少年教育施設連携促進研究会	青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員等	H15	75/50	学校と青少年教育施設との連携促進を図るため，青少年教育に関する実践的な課題について協議・情報交換を行う。	2日				→	→	
		H16	38/50		2日						

研修事業等におけるエル・ネット視聴希望者数（調査結果）

別紙４

		事業名	施設数	延べ人数
平成14年度（2事業）	1	青少年教育施設指導系職員専門研修	17	169
	2	青少年自然体験活動全国フォーラム	61	635
		合計	78	804

平成15年度（5事業）	1	青少年教育施設新任指導系職員研修	18	219
	2	青少年教育施設新任事業課長等研修		
	3	青少年教育施設指導系職員専門研修	33	455
	4	学校と青少年教育施設連携促進研究会	17	100
	5	青少年自然体験活動全国フォーラム	50	443
		合計	118	1,217

平成16年度（6事業）	1	青少年教育施設新任指導系職員研修	16	274
	2	青少年教育施設新任事業課長等研修		
	3	青少年教育施設指導系職員専門研修	22	220
	4	学校と青少年教育施設連携促進研究会	26	269
	5	全国青少年相談研究集会	22	205
	6	青少年自然体験活動全国フォーラム	25	153
		合計	111	1,121

平成17年度（7事業）	1	青少年教育施設新任指導系職員研修	17	269
	2	青少年教育施設新任事業課長等研修		
	3	青少年教育施設指導系職員専門研修	16	160
	4	全国青少年相談研究集会	13	133
	5	青少年自然体験活動全国フォーラム	7	46
	6	青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力研究会	5	14
	7	青少年国際交流団体連携促進研究会	13	161
		合計	71	783

事業名	対象	参加者/募集人数	趣旨	期間	共催・協力・委員会等	実績 13	14	15	16	17
全国青少年総合フェスティバル	全国の青少年団体及び関係者　国立青少年センターの利用団体・グループ、一般入場者	H13 1312	当センターの施設整備が、全面的に完了したことを記念し、青少年活動の発表、交流を行い、21世紀の青少年活動の一層の振興を図るとともに、2001年ボランティア国際年にちなみ、ボランティアについて意見交換・協議を行う。	3日	企画・実行委員会設置					
国際パーカッション・フェスティバル2001		H13 881	中学生から高校生を対象とする打楽器の演奏指導、日本の新人青年打楽器奏者による演奏会ならびに各国の一流打楽器奏者による演奏会の開催を通して、我が国の打楽器音楽の発展に資する。	4日	共催：日本打楽器協会					
青少年舞台芸術フェスティバル		H13 23806	カルチャー棟完成記念事業として、カルチャー棟の周知を兼ね、芸術文化団体が推薦するトップグループを中心に、青少年による音楽・演劇・伝統芸能などの公演並びに関連する展示を行い、もって青少年関係芸術・文化団体の活動の充実及び相互交流に資する。	2ヶ月	企画・実行委員会設置					
子ども文化・芸術体験ワークショップ (H15 統合・名称変更) ・子ども演劇ワークショップ ・子ども民族芸能ワークショップ	小学校高学年	H14 34/30	子どもたちに演劇や民俗芸能などの体験活動を通じて、表現することの楽しさを体感させるとともに自国の文化への関心を高める機会とする。	2泊 3日	協力：(社)全日本郷土芸能協会 (有)扉座					
		68/30								
		H15 40/30		3泊 4日	協力：(社)日本児童演劇協会					
		H16 36/30		3泊 4日						
		H17 30/30		3泊 4日						
中学生ボランティア学習講座	中学校	H13 70/30	中学生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な問題について関心を高める機会とする。	1泊 2日	調査研究協力者会議設置 協力：独立行政法人国立科学博物館 NPO法人自然と遊びの会 NPO法人シャプラニール＝市民による海外協力の会					
		H14 34/30		2泊 3日	調査研究協力者会議設置 協力：独立行政法人国立科学博物館					
		H15 45/30		2泊 3日	協力：(財)児童育成協会　こどもの城					
青少年まちづくり・ボランティアワークショップ (H17 名称変更)	中学生・高校生	H16 30/30	中学生・高校生を対象にボランティア活動や社会体験活動等を通して，自分自身の理解や社会的な問題に関心を高める機会とする。	2泊 3日						
		H17 16/15		1泊 2日　6泊 7日						
高校生による手作りロボット教室」	小学校 5年生及び 6年生	H13 40/30	身近な材料でのロボット作りを通して、もの作りの楽しさや創造性豊かな青少年を育成するモデル事業とするとともに、高校生の体験学習を促進する機会とする。	3日	協力：(社)全国工業高等学校長協会					
中学生科学体験セミナー (H14.15 名称変更)	中学生	H13 66/80	中学生を対象に、身の回りの現象の中にひそむ科学的背景を考える科学体験活動を通して、科学についての興味や関心を高める機会とする。	1泊 2日	企画委員会設置					
		H14 103/60		1泊 2日	企画委員会設置					
		H15 69/60		1泊 2日	企画委員会設置					
		H16 48/60		1泊 2日						
子ども科学工作教室	小学校 4年生から6年生	H13 35/30	身近な素材を使った科学工作を通して、子どもたちにものづくりの楽しさを体験させるとともに、創造性豊かな子どもを育成する。	1日						
手作り楽器を楽しもう	小・中学生及び家族	H13 52/50	身近な材料で楽器を作り、合奏をとおして手作り楽器の魅力と音楽の楽しさを体験し、併せて楽器に関する知識を深める。	1日						
ウィークエンド子どもスクエア	小・中学生及びその家族	H13 35/30	学校週 5日制で学校が休みとなる土曜日に子どもたちが集い、異年齢の子どもが施設ボランティアと触れ合いながら、ゲームや工作、スポーツ活動など様々な体験活動を行うとともに、ボランティアの活動の場を開発する。	年 5回						
		H14 77/30		年 5回						
子ども放送局ディレクターズ・キャンプ	小学５・6年生・中学生	H16 20/20	小学生（高学年）・中学生を対象に，子ども放送局番組の企画・制作・放送の参画を通して，テレビ放送についての興味関心を高め，メディアリテラシーの育成を図る。	全 3回	協力：(財)民間放送教育協会					
		H17 20/20		全 3回						

青少年及び青少年教育関係者等の国際交流事業

別紙６

事業名	対象	参加者/募集人数		趣旨	期間	共催・協力・委員会等	実績 13	14	15	16	17
国際ネットワークフォーラム for Youth (H14.15.16 名称変更)	青年（在日外国人、留学生及び日本人）、青少年教育団体指導者、その他青少年教育・国際交流に関心のある者	H13	75/100	青少年教育の指導者及び青年等が青少年教育に関する近時の様々な課題についての協議やワークショップなどを通じて、今後の国際交流の在り方について考える機会とする。	1日						
		H14	146/100		3日	協力：国際教育交換協議会日本代表部 （財）世界青少年交流協会 東京YMCA					※
		H15	133/100		3日	協力：国際教育交換協議会日本代表部 （財）世界青少年交流協会					
		H16	58/50		3日	協力：（財）ﾜｲ･ｴﾌ･ｴｰ日本国際交流財団 （社）C．I．S．V日本協会 特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟日本委員会					
アジア地域青少年教育指導者研究セミナー (H14 名称変更)	アジアの青少年教育指導者等	H13	招聘者4名	アジアの青少年教育施設指導者を招聘し、日本の青少年教育の現状等についての研修機会を提供することにより、アジアにおける青少年教育の振興の一助とするとともに参加国とのネットワーク化を進める。	30泊31日						
		H14	招聘者5名		12泊13日						※
		H15	招聘者8名		12泊13日						
		H16	招聘者9名		12泊13日						
日独青少年教育施設等指導者研究会	日本とドイツの青少年教育指導者	H13	31/50	日本とドイツの青少年教育指導者が、共通の課題等について研究協議し、今後の青少年教育の充実に資する。	1泊2日	共催：（財）世界青少年交流協会					
		H14	33/30		1泊2日						
		H15	33/30		1泊2日						
		H16	32/30		1泊2日						

受託事業

※＝休止

日独青少年指導者セミナー（派遣）	日本の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者	H17	16/16	日本とドイツの青少年教育指導者が、共通の課題について研究協議等を通して、今後の青少年教育の充実に資する。	13泊14日						
日独青少年指導者セミナー（受入）	ドイツの青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者	H17	11/16			主管：ドイツ連邦国際青少年交流協会 ベルリン日独センター					
日独勤労青年交流事業（派遣）	日本の35才以下の勤労青年、職業学校の教員	H17	25/25	日本とドイツの勤労青年が、相互国における職業体験等を通して、今後の勤労青年交流の発展を図る。	13泊14日						
日独勤労青年交流事業（受入）	ドイツの30才以下の勤労青年、職業学校の教員	H17	20/20			主管：ベルリン日独センター					
日独学生交流事業（派遣）	日本の青少年団体等で活動する大学生	H17	24/25	日本とドイツの青少年団体等で活動する学生が、共通の課題、相互国における文化体験談等を通して、今後の学生交流の発展を図る。	13泊14日						
日独学生交流事業（受入）	ドイツの青少年団体等で活動する大学生・青年	H17	20/20			主管：ベルリン日独センター					
日韓高校生交流事業（派遣）	日本で韓国語を学ぶ高校生	H16	23/25	日本語及び韓国語を第2外国語として学ぶ高校生の交流を通して、将来の日韓関係を担う世代交流の促進を図る。	4泊5日						
		H17	24/25								
日韓高校生交流事業（受入）	韓国で日本語を学ぶ高校生	H16	25/25								
		H17	25/25								
日韓大学生交流事業（派遣）	日本の大学生	H16	26/26	日本と勧告の大学生がホームステイや討論会などの交流プログラムを通じて、それぞれの知見や情報交換を行い日韓関係のあり方について考え、相互理解を深める機会とする。	7泊8日	協力：韓国青少年連盟（韓国側実施団体） （社）中央青少年団体連絡協議会					
日韓大学生交流事業（受入）	大韓民国の大学生	H16	26/26			協力：韓国青少年連盟（韓国側実施団体） 独立行政法人　国立赤城青年の家 （群馬プログラム） 特定非営利活動法人 群馬県世界青年友の会（ﾎｰﾑｽﾃｲ）					

調査研究の概要　　別紙７

1. 調査研究体制の構築

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
「今後の青少年教育の方向に関する調査研究」 （主査：中京女子大学短期大学部教授　五十川隆夫）		「客員研究員制度の創設、募集」	「客員研究員の採用、研究員による調査研究開始」	「客員研究員による調査研究の継続」

2. 青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究の実施

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
「青少年教育施設の概要に関する調査」（3年毎）			「青少年教育施設の概要に関する調査」	
	「青少年教育施設の事業運営に関する調査」（3年毎）			「青少年教育施設の事業運営に関する調査」
「青少年教育関係文献の調査収集」（毎年） 「資料年報10」発行	「文献集33」発行	「文献集34」発行	「文献集35」発行	
	「青少年及び青少年教育に関する各種データの調査収集」（3年毎）			「青少年及び青少年教育に関する各種データの調査収集」
		青少年教育施設職員の職務の実態に関する調査（ヒアリング調査）		
	「海外青少年教育施設等視察調査」 大韓民国	タイ、シンガポール	フィリピン	

3. 青少年教育の今日的課題等を踏まえた新規調査研究事業の実施

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
「青少年教育施設におけるボランティア学習プログラムの在り方に関する調査研究」 （主査：東京大学大学院助教授　鈴木眞理）				
	「青少年教育施設職員の資質向上の在り方に関する調査研究」 （主査：財団法人　日本生涯学習総合研究所理事　伊藤俊夫）			
	「青少年教育施設におけるIT（情報通信技術）を活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究」 （主査：八洲学園大学教授　浅井経子）			
		「青少年の体験活動の実態に関する調査研究」 （主査：信州大学教授　平野吉直）		

4. 研究紀要の刊行

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
研究紀要2号	研究紀要3号	研究紀要4号	研究紀要5号	研究紀要6号
（委員長：財団法人　日本生涯学習総合研究所理事　伊藤俊夫）				